

平成29年第2回士別市議会定例会会議録（第2号）

平成29年6月20日（火曜日）

午前10時00分開議

午後 3時37分散会

本日の会議事件

開会宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（17名）

副議長	1番	谷口隆徳君	2番	喜多武彦君
	3番	大西陽君	4番	村上緑一君
	5番	渡辺英次君	6番	谷守君
	7番	松ヶ平哲幸君	8番	岡崎治夫君
	9番	国忠崇史君	10番	山居忠彰君
	11番	十河剛志君	12番	出合孝司君
	13番	遠山昭二君	14番	井上久嗣君
	15番	粥川章君	16番	斉藤昇君
議長	17番	丹正臣君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
市立病院副院長	三好信之君	総務部長（併） 選挙管理委員会 事務局 長	中峰寿彰君
市民部長	佐々木幸美君	保健福祉部長	田中寿幸君
経済部長	井出俊博君	建設水道部長	沼田浩光君
朝日総合支所長	法邑和浩君	市立病院 事務局長	加藤浩美君

教育委員会委員	馬場千晶君	教育委員会 教 育 委 員 会 長	安川登志男君
---------	-------	----------------------	--------

教育委員会
生涯学習部長

村上正俊君

農業委員会
会長

松川英一君

農業委員会
事務局 会長

武田泰和君

監査委員

吉田博行君

監査委員
事務局 会長

穴田義文君

事務局出席者

議会事務局長

浅利知充君

議会事務局
総務課 局長

岡崎浩章君

議会事務局
総務課 主幹

前畑美香君

議会事務局
総務課 主幹

駒井靖亮君

(午前10時00分開議)

○議長(丹 正臣君) おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

○議長(丹 正臣君) ここで、事務局長より諸般の報告をいたします。

○議会事務局長(浅利知充君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

○議長(丹 正臣君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書を提出された方は9名であります。あらかじめ順位を決定しておりますので、順次質問を許します。5番 渡辺英次議員。

○5番(渡辺英次君)(登壇) おはようございます。

通告に従いまして、一問一答にて一般質問をいたします。

1つ目は、今後、人口減少を抑えていくために、先を見据え本市が取り組んできたことと、本市が更にしっかりと取り組んでいかなければならないことを検証するための質問をさせていただきます。

これまでも本議会において、人口減少問題にかかわる質問がなされてきたところであり、国立社会保障人口問題研究所が示した本市の人口は、2060年には8,110人になるという推測値や、本年第1回定例会でも喜多議員が発言しましたが、日本創成会議が示した消滅可能性都市の自治体に該当することなどは、多くの市民も驚愕しているところです。

本市もこれまでに、人口減少に歯どめをかけるべく各種施策を打ち出しているところですが、人口減少が進むと、農業はもちろんのこと、地元の商工業なども更に疲弊し、市民生活で直接的にかかわる日常の買い物や飲食、公共交通などが不便になるなど、危機的状況に陥ることになります。当然行政サービスの縮小も懸念される場所でもあり、市民生活に大きな影響を与えます。まずは、改めて、人口減少がもたらす行政サービスの影響はどのようなものがあるかお伺いします。

現在実施している行政サービスを安定的に継続していくためには、当然のことながら、人口減少に歯どめをかけることが、安定した歳入を確保するためにも必須要件であると言えます。人口減少対策の中で、移住を含め、定住者を増やしていく施策も実施しておりますが、移住を促進するため、更には地元の子供たちを本市で活躍していただくためには、まずは雇用の場が必要という観点から、現在行っている地元企業に対する雇用施策ももちろんのことですが、新規の企業誘致を積極的に推進し、雇用の創出を図る必要性があるのではないのでしょうか。

総合戦略の中の重要プロジェクトの中にも、医療福祉政策の観点からは、企業誘致について重要な要素であると示されておりますが、実際にはどのようなことが行われているのでしょうか。また、それ以外の分野でも魅力ある雇用の場を創出することが、若者にとっても魅力のあるまちにつながるのではないのでしょうか。

日本は一都集中型が余りにも顕著になり、若者の流出がとまりません。しかしながら、実際には大都市でなくてもよい業種も多く、例えばグローバル化した社会では、インターネットを使つての仕事も多く存在します。そういった業種は大会に集中しなければならないわけでもなく、いかに全国規模に分散化する必要があるかということも考えられると思います。

また、次の質問で述べますが、雇用確保の観点からだけではなく、税収を確保する観点からも、企業誘致に対してしっかりと調査分析や研究を続け、他自治体より有利な条件を提示してでも実現していく必要があると考えますが、本市の見解をお伺いします。

さきに述べましたが、行政サービスが縮小するのは、人口減により歳入の確保が困難になることであり、市税が減収するとともに、国からの交付金等が削減されることで、自主財源の乏しい自治体では大きな打撃を受けることになるからです。日ごろから安定した財源確保のため、国や道に交付金や補助などを申請していただいていることには頭の下がる思いではありますが、一方では、その交付金や補助金等が今後に生かされるような活用でなくては意味がないとも言えます。そういった意味から、交付金などを有利に生かしつつ、税収も上がるような取り組みが後は更に重要になるものと考えますが、現在実施している施策とその成果についてお示しください。

また、6次産業化も含め、農業者の所得向上や特産品の開発、販売による地域ブランド化の推進は税収にも反映することから、更なる推進を望んでいるところですが、本市では、平成26年度に天塩岳・天塩川魅力発信プロジェクトの取り組みの一環で、天塩川の水ボトリング事業として、士別の水という商品を製造しました。この事業の目的は、水とみどりの里士別のPR媒体として活用することと、地域ブランド化と交流人口の拡大を図ることでの相乗効果を狙ったものとしておりました。

今回、新たに3万本を製造し、今度は販売することと伺っておりますが、販売することとなった経緯と目的をお知らせください。この商品も特産品という位置づけで今後販売するというのでしょうか。また、販売についてはどのような形になるのか、販売戦略等の考え方もお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、出生率向上に向けた取り組みについて伺います。

日本の出生数は、1950年あたりの第一次ベビーブーム期には270万人ほどで、合計特殊出生率が4.3、1970年過ぎからの第二次ベビーブームでも210万人ほどの出生数があり、合計特殊出生率は2.1でした。しかしながら、その後、第三次ベビーブームを迎えることはなく、右肩下がりが続き、2005年には過去最低の1.26まで下がりました。

人口を維持するためには2.07必要とされていますが、子供を産める女性の人数自体が減少し

ていることにあわせ、男女が平等に社会進出できる環境であるため、現実的に出生率を上げることは簡単なことではないとも言えます。しかしながら、安定した社会を次世代につないでいくためには、出生率の向上も重要な施策であります。

本市において、子育て日本一を目指し、各種施策を取り組んでおりますが、出生率においてその成果は出ているのか、見解をお知らせください。

また、総合戦略においても、2012年現在の出生率1.36が、国の長期ビジョンと同様、2020年に1.5に、2030年には1.8、2040年には2.1まで上昇させることを目指すと示されておりますが、具体的にどのような施策を講じ、目指していく考えなのかお示しください。

この問題については、変わりゆく社会情勢において、非常に難しい課題だと考えるがゆえに、更に熟議し、思い切った施策も必要と思います。本市は子育て支援施策として、妊娠期から子育て期まで総合的な施策を講じてはいると思います。しかしながら、子育て支援施策のみでは出生率向上はかなり難しい課題でありますから、若者が集まるまち士別を目指し、先ほど申し上げました定住者を増やす施策とともに連動しなければ、効果が最大限発揮されないのではないかと考えるわけです。

このように、何点かの例を申し上げましたが、今後の本市を見据えた中で、人口減少問題に取り組むためには、まずは何をしなければならないか、そうした中で何と連携してやっていくのかなど、総合戦略の分析も通して、着実に邁進し、そして何より成果を出すことが必要と考えます。

このまま推測されているような人口減になっていくと、市民が一番に心配するのが市立病院の存続ではないかと考えます。長島院長が就任され、本当に身を削りながら経営改革に努めていただいていることに敬意を表するとともに、これからの病院経営にも期待をするところではあります。来年、30年度からは、地方公営企業法の全部適用を実施し、更なる経営改善に努めていただけると考えますが、懸念されることもあり、本年第1回定例会で斉藤議員、松ヶ平議員も質問したところです。ここで、改めて病院経営についての考えをお伺いします。

まずは、斉藤議員の質問で、一般会計からの繰り出しの質問があり、答弁では、本年、29年度は10億3,500万円、病院が移転したときの起債償還が終わった30年度、そして31年度はおおよそ8億9,500万円、32年度には8億4,000万円を繰り出しの基準額とし、基本的にはこれ以外の繰り出しはしない旨の方向性が示されました。

また、松ヶ平議員の経営責任の範囲についての質問に対しては、業務に対する法律上の広範な権限が管理者に与えられるものの、最終的な経営責任は設置者である首長にあると答弁されました。

この際、万一病院会計に不良債務が発生し、病院単独での改善が見込まれなかった場合、病院はどうなるのか。最終的な経営責任者である首長としての考えをお示しください。

更に、牧野市長が言う10年先を見据えたときの病院経営を考えたとき、人口減少に歯どめがかからず、一般会計の歳入不足により市全体の事業にも影響が出るような場合、総務省が示す

一般会計からの繰り出し基準と本市が取り決めている基準外繰り出し分、ただいま申し上げた32年度試算で言う8億4,000万円に相当する繰り出しをこの先継続していけるのか。3期目を目指す牧野市長の政治的判断としての所見をお伺いし、人口減少問題に向けての取り組みについての質問を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 渡辺議員の御質問にお答えいたします。

我が国の人口は平成20年をピークに減少し始め、その後も人口減少に歯どめがかからない状況が続いています。また、少子高齢化も一層進んでおり、27年国勢調査では、65歳以上が総人口の26.6%を占め、4人に1人が高齢者となるとともに、15歳未満の割合は12.6%に落ち込み、調査開始以来最低の水準となりました。

こうした中、国勢調査による本市の人口は、昭和35年をピークに緩やかに減少を続け、27年国調では1万9,914人と、ピーク時から半減しました。また、65歳以上の割合は37.4%、15歳未満の割合は10.4%となっており、全国平均を大きく上回る少子高齢化が進んでいます。

人口減少がもたらす行政サービスへの影響として、15歳から64歳までの生産年齢人口の減少に伴う経済産業活動の縮小によって税収の減少が見込まれる一方、高齢化とも相まって、医療や介護などの社会保障費の増加が見込まれることから、財政状況がより厳しいものとなります。

収入が減少する一方で支出が増える状況が続けば、これまで提供してきた行政サービスの見直しが必要となり、公共交通や医療、介護、福祉、教育など、市民生活に直結するさまざまな分野において、廃止や利用負担の増加を余儀なくされることにもなります。加えて、新たな市民ニーズに対応することが困難になる可能性もあり、少子高齢化と相まった人口減少は、行政運営のみならず、地域の経済力低下やコミュニティー衰退など、地域の存続にも直結するものであり、人口減少が更なる人口減少を招くとも言われています。

このような中で、人口減少に歯どめをかける一つの手法として、企業誘致についての御提言がありました。本市における誘致企業は、トヨタ自動車を初めとする自動車関連試験研究施設のほか、基幹産業である農業を背景に、日本甜菜製糖士別製糖所などがあり、経済全般の活性化や地場産業の振興、雇用機会の拡大のほか、社会貢献活動による地域波及効果など、さまざまな面で重要な役割を果たしていただいています。

一方、地元企業による社会福祉施設の開設など、新たな事業展開も進められ、産業、経済、雇用の面での重要性も増しています。

渡辺議員のお話のとおり、新たな企業誘致や事業所の新設促進は、雇用の創出や人口減少を防ぐためにも極めて高い効果が期待できるところであり、地域経済の活性化やまちづくりの観点からも重要な施策の一つです。現下の社会、経済情勢にあって、新規企業の誘致は容易ではない状況にありますが、北海道や金融機関からの情報と立地企業との情報交換などのもとに、今後もその可能性を探ってまいります。

現在、企業誘致に際しては、企業立地促進条例に基づき、事業所の新設、増設や雇用奨励に

かかわる補助、固定資産税の免除などの措置を講じています。これらの優遇措置については、現状において大幅に拡大することは難しい面もありますが、いま一度検証を加えるほか、新たな誘致策について調査研究してまいります。

次に、税収を上げる取り組みについてです。

地域の実情に基づく行政サービスを安定的に提供していくためには、持続可能でしっかりとした税財政基盤の構築が不可欠です。本市では、市税を初めとする自主財源を適切に確保していくため、地域経済の活性化や雇用の創出に向けた施策を総合的に展開しているほか、地域の稼ぐ力を強化し、主体性も発揮していくため、まち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組みを進めており、それぞれの数値目標に沿って着実に成果を積み重ねているところです。

また、人口減少が進む中であっても、地域の担い手となる人材の確保、育成を図ることによって、地域の個性を活用した産業振興を推進するとともに、地域活性化に向けた自主的な取り組みの支援をしていくほか、行政財産を含めた資源の有効活用による企業進出や宅地造成等を図ることで、税源の涵養にも努めてまいります。

次に、6次産業化にかかわって、士別の水商品化についてのお話がありました。士別の水は、26年に天塩岳や天塩川の魅力を発信する取り組みの一つとして、その後の販売化も見据えながら試作的に製造し、さまざまな機会を通じて広く活用してきました。

今回の商品化に当たっては、市内外から好評価もいただいていた中で、活用状況や一般的ニーズとPR効果を踏まえ、当初の方針でもあった商品化に移行することが望ましいと判断し、株式会社翠月での製造販売に至ったところです。一般的な販売や市民のさまざまな場面での利用のほか、行政としては、水とみどりの里士別の魅力を発信するツールの一つとして、引き続き活用していく考えです。

また、販売については、翠月のほか、市内のコンビニエンスストア、一般小売店などに加え、一部の自動販売機での取り扱いも予定しています。

次に、出生率の向上についてです。

本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略で掲げた合計特殊出生率の目標値は、国のビジョンを踏まえ設定したものです。北海道が公表している本市の出生率は、27年では1.36となっており、総合戦略を策定した時点での出生率と同じ水準となっています。

本市では、子育て日本一を目指し、妊娠期から切れ目のない総合的な支援を行っており、妊婦や母親などが抱える出産、育児の悩みや不安の解消を図りながら、安心して子供を育てられる環境づくりを進めています。加えて、小学生以下の医療費無料化と中学生の入院時医療費助成など、経済的支援も行っています。

豊かな時代となった日本においては、若者世代にも多様な価値観がありますが、基本的には結婚や出産を望む人が多いとの統計もあり、出生率の改善が早期であるほど人口減少に歯止めをかける効果が大きいことは明白です。出生率の改善は一朝一夕には解決できない課題ではあるものの、引き続き、若い世代の就労、結婚、子育てを支援することにより、出生率の向上を

図ってまいります。

次に、病院経営についてです。

第1回定例会の斉藤議員の御質問に対して、市全体の財政状況などを考慮した結果、病院事業会計で収支不足が発生したとしても、これまでのように年度末に一般会計から補填できるような状況でないことから、今後においては、病院事業の経営努力の中で経営学的に解消を図ることを基本とするとお答えしたところです。

そこで、病院の経営努力をもってしても収支改善できなかった場合の、最終的な責任者としての考えについてお尋ねがありました。

現在の改革プランでは、今の診療体制の維持を前提として、収入の基本となる1日平均患者数を入院で110人、外来で480人を見込んだところですが、今後不良債務が発生するケースとしては、想定した患者数が大幅に減少した場合が考えられます。土別地域の医療ニーズを考慮し、長期入院体制を充実するため、療養病棟を拡充したことにより、入院患者数は安定傾向にはありますが、仮にこれが大幅に減少し、不良債務が発生することは、需要と供給のバランスがとれていない経営状況であり、改善が急務になるものと考えています。

20年度の改革プラン策定の際、医療制度改革による医師の急激な減少から、わずか3年間で13億円を超える不良債務を抱えましたが、当時は患者需要があったことから、医師確保ができれば解消できる状況にありました。しかしながら、現在の病院の厳しい経営状況の背景には、今回の渡辺議員の御質問の大きなテーマである人口減少があり、非常に難しい課題でもありません。

私は市長に就任以来、地域医療政策にまさる政策なし、住民の生命と健康を守るのが最優先という思いで市政に取り組んできましたし、特に、市内で唯一病床を持ち、夜間救急患者を受け入れるなど公的使命を果たす病院を守っていかなければならないという思いに全く変わりはありません。しかし、将来を見据えた場合、多額の繰出金を維持することは、市民にとって重い負担となることから、常に患者ニーズに合わせた病院機能や規模、職員の配置などの検証を行うとともに、機能分担や医療体制の連携などによって、地域医療のさまざまな課題を解決するため、圏域全体での取り組みを更に進める必要があると存じます。

現時点において、病院としてどの分野を守り、どのような規模とするのか申し上げることはできませんが、まずは、32年度までの改革プランの期間中、不良債務を発生させないよう最善を尽くすとともに、状況に応じて、病院の将来像について議会、市民の皆さんに御相談してまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 渡辺議員。

○5番（渡辺英次君） 再質問させていただきます。

今、市長から答弁をいただきまして、これまでに本市が行ってきていることと、本市の今後の考え方はわかったんですが、行政の方が必要な施策をやり切れていないという意味ではない

んですけども、今回、私の質問の仕方が悪かったとは思いますが、全てが連携しているという観点で考えると、例えば今、出生率の答弁もいただきましたが、とりあえず27年度1.36は変わらず維持できたという答弁をいただきましたが、今後10年ごとに目標値を設定している中で、恐らくですけども、非常に厳しいと僕は思っているんですけども。そういった意味でも、企業誘致という部分が必要なのかなという形で質問を組ませてもらったんですが、企業誘致に関しての答弁は、今後も調査研究はしていくということと、あと、今来てくださっている企業には、いろいろな意味を通して経済効果もあるということは評価できているかなと思っています。

ただ、企業誘致に関しては、とある団体が、財団法人ですけども、多分本市にも来ていると思うんですけども、「地方自治体の企業誘致及び産業振興に関する取り組みの現状」ということでアンケートが来ているようで、まず、平成25年度に1回目があったようです。そして、本年1月末から2月の間で、また同じ設問でのアンケートがありまして、自治体が、要するに企業誘致に関してどういう考えを持っているかという設問になっているんですが、当然のことながら、8割ほどは企業誘致を全面的に取り組んでいるという、もしくは今後取り組むという回答はあるんですけども、やはり全国の自治体がこれだけ取り組もうと思っている中で、本市が今までやってきたことを見たとすると、では、ほかと比べて何が有利なんだという部分がなかなか不透明感があるのかなと思います。

それと、全てではないんですけども、企業誘致に関する取り組みに対して、例えば役所の担当部署でいうと、50人近い職員を専門で置いたり、多分大きいまちだと思うんですけども、そういった部分でも、自治体によって、自治体の大小によって取り組み方に対して違いが今出ているのが現状なのかなと思います。

そういった意味でも、今後の出生率、まちをやはり継続していくためには、何せ人口がいなければならぬという、もうそこ一点で考えたときにも、やっぱり企業誘致は必要だと思うので、総合戦略が基本になると思うんですけども、専門的に企業誘致とかに関しても、企業誘致であるとか出生率向上に関しても、専門的な研究調査をする組織が必要だと思うんですけども、その点に関して、現状の本市で持っているプロジェクトで対応可能なのか、もしくは今後新たに設ける必要があるのか、現段階でどういう御見解でしょうか。

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 渡辺議員の再質問にお答えをいたします。

まず、最初に出生率の関係のお話ございましたけれども、出生率につきましては、先ほど申し上げたとおり、地方創生の戦略ビジョンの中では極めて高い数値で計画をつくってございますので、これを実現していくためには、市民の理解も含めながら、相当な政策を組まなければ可能性がないというふうに私思っているわけでありまして、その高い目標に向かって頑張っていきたいと思うのでありますが、先日公表されました生涯未婚率、これも2015年においては、50歳までに一度も結婚をしていない人の割合でありますけれども、男性が23%、女性が14%と

いう状況でございますので、まず、一つは、御結婚もしていただくというようなことも当然必要でありますし、あわせて、子育て日本一に向かっていろいろな施策も講じてございますので、それぞれ御結婚された方が出生していただくという取り組みを引き続き行ってまいりたい、こう思います。

それと、企業誘致については、正直申し上げて、先ほど答弁でも言いましたけれども、新しい企業を誘致するということは並大抵ではございません。ですから、地方創生の中で、これは27団体のそれぞれ代表の皆さん方も加わっていただいておりますので、ありとあらゆる分野の方々いらっしゃいますから、そういった中で意見交換もいただきながら、そういった政策をしっかりと作り上げていくことは、これは考えていますけれども、ただ、私が市長になって一番考えているのは、現在土別で誘致した企業とどう有効な連携を図っていくのか。

例えば、先ほど申し上げたトヨタ自動車であり、あるいは日甜の土別の製糖所でございます。トヨタ自動車を初めヤマハ、ブリジストン、それからミシュラン、それからダイハツも土別にあるわけでありますから、それぞれの誘致した企業に、市民の見学会だとかいろいろな連携をとって、今トヨタ自動車からも学園の皆さん方が土別で合宿も行っていただく、こんな取り組みもしておりますので、そういった意味では、そういった取り組みをより充実をしていく。

もう一方では、日本甜菜製糖とも、これ6次産業化のまさに最たる企業でございますので、ビートまつり、こういったものも行いながら、ともに連携をとりながら、市民ニーズについてもいろいろとお応えをし、また新たな展開も行っていく、そんなことも含めて取り組んでいきますし、新たな企業についても、今申し上げたとおり、再度いろいろな意味でチャレンジをしながらやっていきたい、こう考えます。

それと、横断的な組織体制については、今すぐそれをつくり上げて企業誘致に向けて取り組んでいきたいとかという考えはございませんが、先ほど申し上げたとおり、今ある企業との連携、そして新たな企業の誘致についてもいろいろな場面ございますので、いろいろな方々から御意見をいただきながら、ビジョンをしっかりとつくって対応していきたい、このように考えているところであります。

○議長（丹 正臣君） 渡辺議員。

○5番（渡辺英次君）（登壇） 次の質問は、学校教育について何点か質問いたします。

まずは、不登校やいじめにかかわる対応についての質問をいたします。

いじめについては、全国的にもなかなか後を絶たず、最近もいじめが原因での痛ましい事件が報道されました。国は、平成23年にいじめ防止対策推進法を施行し、再発防止や学校での対処に関して明確化したものの、いまだに未然に防ぐことや、教育委員会の対応についても問題視されるケースが多く見受けられます。

いじめに関しましては本議会でも幾度となく質問がされ、本市の対応や取り組みを答弁いただいておりますが、まずは、ここ数年の不登校者数やいじめに関して、市教委のほうで報告を受けている件数を、過去3年程度でお示しください。また、不登校になっている原因はどのよ

うなものが報告されているか、それに対してどのような対応をしているのかもお知らせください。

本市では、平成26年度から適応指導教室ウィズを開設し、不登校の児童・生徒を支援し、学校に復帰できるようサポートしております。平成28年度予算審査特別委員会でも質問させていただきましたが、開設時から2年間のウィズの利用状況は、年間7名が延べ800日前後通所しているとの答弁をいただきました。その後、28年度と本年、29年度の利用状況はどのようなになっているかお知らせください。

また、報告されている不登校者数に対して、どの程度の割合の児童・生徒が通所しているのでしょうか。更に、学校に復帰できるための取り組みはどのようなことが実施され、その成果をどのように分析されているのかもお知らせください。

不登校についての多くは対人にかかわる理由が多いとされていますが、友人関係だけではなく、家庭的な問題、あるいは本人自身の問題もあり、その要因を取り除き、元気に学校に復帰するためには多くのサポートが必要と考えます。そこで、現在のウィズを運営するに当たり、職員の負担は過多になっていないか、問題解決に向けての人員は不足していないか、市の見解を求めます。

また、本市で設置している土別市不登校・いじめ問題等対策連絡会は、さきに述べましたいじめ防止対策推進法の施行に合わせ設置されたものでありますが、第3条には、連絡会は児童・生徒の不登校、いじめ問題等の適切な指導及び解決並びに防止に係る調査、相談、関係機関との連携、その他不登校、いじめ問題等対策のための必要な事項について協議するとされていますが、毎年十数名の不登校者がいることについてどのような協議がされているのか、また、対策についての具体的な取り組みはあるのかも伺います。

次に、部活動指導員制度についての質問をいたします。

本年4月から学校教育法施行規則の一部が改正され、部活動指導員が制度化されました。これは、部活動を持つ教員は、その活動にかかわることが長時間労働につながる一因になっていることから、教員の業務負担軽減を狙いとするとされており、部活動指導員の位置づけを明確化したものとされております。

具体的には、教員以外の方が部活動の実技指導を行ったり大会や試合の引率をしたりできるものとしており、本市のように、生徒数の減少により教員数も減少になり、部活動が廃部になる地域でも、外部から顧問を配置し、指導体制の充実が図れるのではないかと考えるところです。

この件については、本年3月14日付で文科省から各都道府県教育委員会宛てに通知がされているところですが、本市においては、今後この制度を運用していくのか、また、その際はどのような対応をしていく考えかお示しください。また、本制度における課題等はどのようなことが想定されるのかも伺います。

1つ目の質問で人口減少について質問しましたが、教育現場においても、生徒数の減少によ

り、学校の教育計画における部活動が地域によって格差が出ているのではないかと考えます。生徒の自主性と自発的な活動を堅持するためにも、これまでの枠組みにとられない方法が必要とも思います。今後、この制度が本市にとって有効であるのか見解を伺います。

最後に、学習指導要領についての質問をいたします。

学習指導要領は、全国どこでも一定の水準の教育を受けられることを目的に、文科省が学校教育法に基づき基準を定めたもので、10年ごとに見直しされており、現在の学習指導要領「生きる力」は、小学校で平成23年から、中学校、高校と順次1年おくれで実施されてきました。

次の平成32年からの見直しに当たり、本年3月31日付で次期学習指導要領が官報にて告示されました。まずは、告示された次期学習指導要領は、現行のものと比較し、変更になった主なものはどのようなものがあるのかお知らせください。また、平成32年度に小学校から順次実施されることとなりますが、実施に向け、学校側に対する対応をお伺いします。

また、教員の配置数も含め、今後新たな事業に対して課題等はあるのかも伺います。特に、小学校では、中学年で外国語活動、高学年で外国語科が新たに導入され、更に学習内容が大きいものとなり、教員はもちろんのこと児童・生徒が授業についていけないなどという問題が起きないものなのか、現段階での市の見解を求めます。

児童・生徒の生活環境が複雑化している中で、教員が学習内容や学習量のノルマに追い込まれ、児童・生徒の少しの変化を見落とさないように、学校として授業、部活、生活の全てを健全に学べる環境をつくるため、教員の指導力向上はもちろんのこと、市教委としても課題を共有し、対策を講じる必要があるのではないかと考えますが、考え方を伺いし、質問を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君）（登壇） 学校教育にかかわる御質問についてお答えいたします。

まず、不登校やいじめにかかわる対応についてですが、毎年文部科学省が実施する児童・生徒の問題行動等、生徒指導上の諸問題に関する調査の結果で、本市において、年間30日以上欠席した不登校児童・生徒数は、平成25年度、小学生はゼロ、中学生15人、26年度、小学生が2人、中学生が13人、27年度は小学生が2人、中学生が17人であり、不登校になった主な要因については、無気力、不安などの情緒的混乱、いじめ以外の友人関係をめぐる問題などが挙げられています。また、いじめを受けた児童・生徒数は、25年度で小学生はゼロ、中学生が2人、26年度で小学生がゼロ、中学生が5人、27年度で小学生が2人、中学生が2人です。

適応指導教室ウィズの利用状況は、平成28年度利用した児童・生徒は4人、延べ403日、本年度は5月末日までに2人、延べ69日利用している状況であり、報告されている不登校児童・生徒数に対し、26年度には約4割、27年度は約3割の児童・生徒が利用しています。

次に、学校への復帰に向けた取り組みは、ウィズでの運動や調理実習、校外活動を実施するなど、交流の場を持ちやすい小集団での体験活動を通して、児童・生徒の不安を解消するため

の取り組みを行うとともに、在籍校とのかかわりが途切れないう、毎日の様子やウィズの翌週の予定表を在籍校に送付するほか、学校の情報が適応指導教室に提供されるよう働きかけています。また、保護者が学校復帰や進路に関しての不安、心配を軽減できるよう、適応指導教室の指導員が相談に応じているところです。

これまでの取り組みによって、午前あるいは午後をウィズで過ごし、半分は学校で過ごすことができたり、身体測定の際に登校したり、在籍校とメールや手紙のやりとりができるようになったケースのほか、小学校卒業後に中学校に登校できるようになるなど、一定程度学校復帰につながる成果があったものと評価しているところです。

ウィズの職員に係る負担について、今年度は指導員2人体制で対応しており、利用する児童・生徒の課題に応じて適切な指導を行っていますが、今後、利用者の増加や、利用していない不登校児童・生徒への対応の中で、指導員の体制が適切かどうか、状況を見ながら検討していく考えです。

士別市不登校・いじめ問題等対策連絡会については、不登校やいじめに関する情報共有、適応指導教室での児童・生徒の状況や今後についての方針を協議するほか、個別案件に対し迅速に、より専門的に協議を行うよう、必要に応じケース会議を開催しています。不登校対策の具体的な取り組みは、ケース会議などの協議結果を受けて、保健所、児童相談所や民生委員などと連携をとりながら、巡回や家庭訪問、指導を行い、家庭状況の確認や適応指導教室への利用に向けた準備を進めるなど、不登校児童・生徒の解消に向けて取り組んでいます。

次に、部活動指導員制度についてお答えいたします。

学校教育の中で、本年4月に新たに位置づけられた部活動指導員については、学校における部活動の指導体制の充実が図られるようにするものです。その職務は、校長の命令を受けて、技術的な指導に従事することを初め、大会や練習試合への参加など、校外での活動の引率、また、会計管理を含む部活動の管理運営や保護者等への連絡、あるいは用具や施設の点検、管理など多岐にわたるものとなっております。

こうしたことから、部活動指導員は、学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加によって行われるスポーツや文化等に関する教育活動である部活動の全般を担うものと考えられ、現在の部活動顧問教諭と同程度の役割が期待されるところです。

一方、本市における本制度の運用については、適任者の確保が本制度の最重要課題となります。部活動指導員に求められるスキルを考えると、やはり教職員退職者や経験者が最適であり、本市の現状では、人材確保の観点から、本制度の導入はかなり難しいものと判断しております。

そこで、本市としては、現状においても、北海道中学校体育連盟によって示されている外部指導者の登録により指導教員の減少に対応しておりますが、本年4月からは独自の取り組みとして、学校に在籍する教員以外の職員によって部活動の支援を行うことを検討し、具体的には、学校からの支援要望に応える形で生徒指導や部活動の競技種目に理解があり、本人の意思を確認した上で、適任と認める学校業務技師が顧問教諭の補助を行うとする支援活動を取り入れて

いるところであります。

こうした取り組みによって顧問教諭の負担の軽減を図っているところでありますが、根本的な解決のためには、部活動指導員制度が単に部活動を取り巻く枠組みの整備にとどまらず、教育現場の教員の増員などもあわせて整備が図られるとともに、人材確保に対し、国による財政支援が行われることを期待するものであります。

次に、学習指導要領についてお答えいたします。

次期学習指導要領は、小学校では32年、中学校は33年から施行されることになっており、各学校においては教育課程編成の準備を進めているところです。このたびの改訂に係る教育内容の改善事項として、発達の段階に応じた語彙の確実な習得など言語能力の確実な育成や、我が国の言語文化の理解や、和楽器、武道などの伝統や文化に関する教育の充実、また、道徳の特別教科化の先行実施などの道徳教育の充実、更には小学校において、中学年で外国語活動、高学年で外国語科を導入する外国語教育の充実などが主な内容となっております。

教育委員会としては、文部科学省や北海道教育委員会からの通知を各学校に周知しているほか、上川教育局の指導主事を講師に招き、教員を対象にした研修会を開催するなどして、新学習指導要領への移行をスムーズに進めることができるよう取り組みを進めているところです。

また、学習指導要領改訂に向けてはさまざまな課題がありますが、渡辺議員御指摘の教員の定数のほか、次期学習指導要領の中ではとりわけ重要な改善事項となっている小学校の外国語活動、外国語科や、特別の教科、道徳に関して、その趣旨や内容のほか、指導や評価のあり方について、教員の理解を深める必要があります。中でも外国語教育への対応については、道教委や本市教育研究会等との連携により、教員の外国語指導について理解を深める場の設置を検討するほか、現在、英語指導助手、いわゆるAETによる巡回指導に加え、道教委の指定によって実施している小学校外国語活動巡回指導教員研修事業を活用し、教員の質の向上を図ることとしています。

今回の改訂にかかわって、教育委員会としては、教員の指導力向上に向けた研修の実施のほか、道教委と十分協議し、学習指導の内容や方法について、学校のニーズを踏まえ、さまざまな角度から必要な検討を進め、学校教育の一層の充実に努めてまいります。

32年からの学習指導要領の改訂について、本来、学習指導要領は、各地域間での教育内容のばらつきをなくし、きっちりと全国どこにいても同じ内容の教育が行われるような大枠の枠組みを設定するものが学習指導要領であったはずなのですが、この改訂によって学習内容がかなり増え、時間数が増え、更に、教育の目指す目的が企業や国に役立つ人間の育成というふうになってきていることは、本来の学習指導要領の平等な教育を維持するという観点から大きく外れ、学校に過度な負担を強いるものだというふうに考えておりますので、教員の増員を含め、これらの学校体制の整備充実には、更に北海道教育委員会、文部科学省に要望してまいりたいというふうに考えております。

以上申し上げて、答弁といたします。 （降壇）

○議長（丹 正臣君） 渡辺議員。

○5番（渡辺英次君） これで質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（丹 正臣君） 2番 喜多武彦議員。

○2番（喜多武彦君）（登壇） おはようございます。

通告に従いまして、一問一答にて、一般質問2点をいたします。

1点目に、まず、各種審議会、委員会の現状と今後についてお伺いいたします。

平成27年第1回定例会において、各種審議会、委員会の改善点について質問をいたしました。本市には多岐にわたり設置がなされ、多くの市民の参画をいただきながら運営がなされていることを確認をいたしました。

一方、一概には言えませんが、顔ぶれが同じといった委員会、審議会もあり、参加されている方からは、統合しながら充足した意見交換もしたいといった意見も聞こえてきております。

今年度は審議会、委員会の改選期を迎え、既に第1回目の会議をほぼなされたと思います。平成25年3月に策定した第2期士別市男女共同参画行動計画においての本市の審議会、委員会における女性委員の登用拡大と女性の人材発掘と育成を掲げ、登用率を40%以上となる目標を定めている中で、改選期での登用人数と登用率を伺います。

あわせて、審議会、委員会の数、公募委員、新規委員の数をお伺いいたします。広報しべつや本市ホームページ、地元紙への掲載で周知を図って、公募がなされてはいましたが、その効果はいかがだったのでしょうか。

本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略には、重点プロジェクト、農業未来都市創造、合宿の聖地創造事業が掲げられ、7つのK、教育、子育て、健康、雇用、交流、観光、環境への波及効果が掲げられています。それぞれには市長の辞令発令のもとに審議会、委員会が設置をされていますが、観光に対する委員会、審議会がないようですが、新規に設置する考えはいかがでしょうか。

間接的に観光を議論する場は多々あると思われませんが、専門的に議論する場を設ける必要があると考えます。1市3町着地型観光を目指し、現在進行していく中では、観光関係者のみならず、多くの市民の参画をいただきながら、より多くの意見やアイデア、知恵を出していただく必要があると思います。

最近、盛んにインバウンドなどの観光に対する語句がメディアをにぎわせております。地元経済への波及効果も大いに期待できる観光と考えると、そのためにも、市長の発令のもとでの委員会の設置を求め、見解を伺いたく、質問を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 喜多議員の御質問にお答えいたします。

本市では、地方自治法により設置が義務づけられている選挙管理委員会や、大臣によって委嘱される民生委員などを除いて38の附属機関を設置しており、よりよい市政の実現に向けて、専門的知見やさまざまな視点からの御意見、御提言をいただいております。

これらのうち、本年3月末をもって任期の満了を迎えた37の機関について委員の改選を行いました。このうち27の機関において、より広く市民の意見をお聞きし、市政に反映させることを目的に、公募枠として委員枠37名分を設定し、募集を行いました。この結果、4月1日時点での委員数は38機関で424名となったところであり、そのうち女性の登用数は146名で、全体に占める割合は34.4%となりました。更に、各団体の代表者などによる充て職を除くと、女性委員の割合は48.5%となったところであり、昨年度に比べて1.7ポイント上昇しました。また、公募による委員数は、37名の募集枠に対して応募のあった30名で、このうち新規委員は12名となりました。

喜多議員のお話のとおり、本年2月に実施した公募に当たっては、広報紙やホームページ、フェイスブック、新聞広告などの活用はもとより、各種団体などへの情報提供のほか、まちづくり塾の卒塾生に対しても情報提供し、参加を呼びかけたところです。

今回は、まちづくり塾の卒塾生8名を含め、前回改選期よりも応募者が10名増えたところであり、青年、女性層の人材の発掘、育成や市民の市政への参画促進など、この間の取り組みが着実に実を結んでいると感じています。今後においても、市政への参画機会の一つとして、より多くの皆さんに関心と理解を深めていただくよう周知に努めてまいります。

次に、観光に関する審議会、委員会の設置についてです。

現在、本市において観光に関する審議会は設置していませんが、一昨年12月、士別観光協会から、観光誘致宣伝において、観光施設や体験施設、宿泊施設、近郊の観光施設に対する問い合わせ、ツアーなどの施設間スケジュール調整など、窓口の一本化による受け入れ態勢の整備や情報発信が重要であるため、行政と連携を密にし、新たな感覚を持って観光振興を図るため、戦略的な検討委員会の創設の検討を望むとの要望を受けたところです。

本市としても、今後の観光誘致事業において、着地型観光の推進や個人及び団体旅行者を対象とする相談や情報提供窓口の一本化、各関係施設との調整や旅行エージェン트의商談業務などが必要であると考え、これらの事業実施に当たっては、先を見据えた戦略を構築することが重要であると判断し、昨年度から、市と観光協会やまちづくり関係団体などで構成する士別市観光推進検討委員会を設置しました。

昨年は、観光セミナーやワークショップを重ね、士別の観光素材の洗い出しや、観光PRに効果的な手法、課題や解決策などについて検討を行いました。本年度はこれらの検討結果を踏まえ、効果的な戦略設定を行う組織体制の構築を見据えた新たな委員として、農業者、宿泊業者、高校教諭の4名を加え、女性4名を含む17名により検討を進めているところです。

今後においては、多くのまちづくり関係者や観光協会役員に加え、市の担当職員などによって構成している観光推進検討委員会が中心的な議論の場になるところであり、更に一般公募による委員などの参画のもと、多様なアイデアや知恵が生かされる組織となることが望まれているものと考えます。

本市では、来年度、観光振興基本計画の策定を予定している中で、今後のまちづくりにおい

て観光行政は重要な施策の一つであり、農業や合宿と連携した中長期的な戦略を策定するためにも、観光協会や観光推進検討委員会、そして市がしっかりと連携し、協議を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 喜多議員。

○2番（喜多武彦君） 再質問というか、見解をもう一度伺いたいと思います。

お話いただきました昨年、士別市観光推進検討委員会を設置をしていただきました。長年のといいますか、要望している中で、ようやく昨年でき上がって、そして今年は農業者、宿泊関係者、教員という中で、17名でまたスタートしているわけですけれども、やはり市長の辞令のもとでの、市長の考え方をしっかりと示していただいた中での審議会、あるいは委員会をつくっていただいて、方向性を見せていただきたいなというふうな思いでいっぱいなんですけれども、その辺、いま一度お聞かせいただきたいと思います。

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 市長の委嘱によります審議会、委員会が相当ございます。また、委嘱によらなくて、例えばそこにいる中心団体が中心になって行っているような検討委員会などなども数多くございます。

それで、北海道もそうでありますし、もちろん士別もそうなんですありますが、この成長戦略が何かというと、やはり食と観光、この組み合わせがまさに成長戦略であると、こう思います。1市3町によります着地型の観光等々につきましても具体的に動き出しておりますので、喜多議員についてはこのたび観光協会の会長に御就任いただきまして、そういった意味では、観光協会も役員体制、職員体制も大幅に変わったというふうになってございますので、その辺は十二分に打ち合わせさせていただいて、その委員の皆様方がどういう立場が一番動きやすいのか、市長が任命といいますか、委嘱状発行いたしますと、かなりかた苦しいという方もいらっしゃるものでありますから、その辺、十二分に観光協会と市、関係団体と協議をさせていただきながら、実のある協議ができるように進めていきたい。特に、新しい総合計画の策定のもとで、観光振興計画もつくり上げるという今計画になってございますので、十二分に意見交換しながら進めていきたい、このように考えているところであります。

○議長（丹 正臣君） 喜多議員。

○2番（喜多武彦君）（登壇） 2つ目の質問に入ります。

選挙投票の環境整備などについてお伺いしたいと思います。

平成25年の公職選挙法の改正により、成年被後見人は選挙権及び被選挙権を有しないものとされていた規定が削除され、成年被後見人であっても選挙権の行使が認められることとなりました。

選挙は政治の基本であり、成年被後見人であるとか障害者、高齢者等弱い立場の方が投票しやすいように環境を整えることが重要なことと考えます。成年被後見人につきましては、後見

人を必要とする方であり、丁寧に選挙権があることを周知していかなければ、せっかくの法律改正も生かされないこととなると思います。現在までにどのような啓発活動や事業がなされたか、あるいは方法について伺います。

また、代理投票については、補助すべき者が本人の意思に基づいて行ったことに疑惑が持たれるようなことがあってはならず、一人の補助者だけで代理投票を行うことは絶対にあってはならないものであるとされております。当日投票、期日前投票、不在者投票にあっても、それぞれ2人を定めることとされておりますが、職員の配置は各投票所において、全ての投票時間帯でなされているのでしょうか。あるいは、周知のもとに何か対策がされているのでしょうか。

高齢者、障害者等の投票環境の向上のため、投票所における段差の解消や、人的介助等のバリアフリー化投票所への移動困難な有権者のための対策など、どのような対策がなされているか伺います。

18歳から選挙で投票ができることとなりました。若い有権者が積極的に投票し、政治に参画することが望まれております。今回の選挙権の年齢引き下げに伴って、どのような取り組みをされたのか、されているなら、今後どのような取り組みをされるか伺います。

若い有権者が政治や選挙に関心を持つことは、まちづくりにおいて大きな要素でもあり、また、長い人生において大きな影響があるものとも考えます。若者に限りませんが、一人一人が政治や選挙に関心を持ち、候補者の人物や政見、政党の政策を判断できる目を持ち、自分の意思で進んで投票することをもっていい政治が行われるようになると考えます。

選挙の大切さ、政治参加の大切さ、自分が主権者であるという教育が重要だと考えます。若い方は考え方が柔軟です。このことは、一方では他人の意見に影響されやすいということでもあります。特定の価値観に偏ることなく、自分の判断で投票することの重要性を教育していくことが必要だと思います。主権者教育の方針について伺い、この質問を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 中峰選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中峰寿彰君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

最初に、私から、成年被後見人の選挙権と代理投票、選挙環境の向上対策及び選挙権年齢の引き下げに伴う取り組みについて答弁申し上げ、若年層の有権者に対する主権者教育については教育委員会から答弁申し上げます。

初めに、成年被後見人の選挙権と代理投票についてです。

平成25年6月に施行された成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律により、成年被後見人の選挙権及び被選挙権が回復し、同年7月以降の選挙において適用されてきました。

この法律改正に伴い、本市では、改正直後の7月21日に施行された第23回参議院議員通常選挙に当たって、ホームページで情報提供したほか、福祉課窓口や高齢者福祉施設などに総務省が作成したチラシを配架、配布するなどして周知を図ってきました。あわせて、成年被後見人

の方への投票所入場券の送付によっても、投票が可能になったことを御理解いただけたものと考えています。

また、代理投票についても、この法律改正によって、選挙人の投票を補助すべき者は投票所の事務に従事する者のうち2人を選出するとされ、代理投票における補助者の要件の適正化が図られました。本市では、この法律改正以前から、投票を補助する者は投票所の事務従事者から選任するものとして取り扱ってきたところであり、特段の変更を伴うことなく対応してきたところです。このことについては、投票日当日に限らず、期日前投票や不在者投票においても、全ての時間帯で同様に対応できる体制を整えているところであり、今後も適切な対応に努めてまいります。

次に、投票所のバリアフリー化など、投票環境の向上対策についてです。

投票所の設備に関しては、高齢者や障害のある方に配慮し、全投票所に車椅子を配置するとともに、段差のある投票所においては仮設のスロープを設置しています。また、スロープの設置が難しい場合は、選挙事務従事者が移動の介助を行うなど、さまざまな状況を考慮の上、対応してきているところであり、引き続き、あらゆる人が投票しやすい環境づくりに努めてまいります。

次に、選挙権年齢の引き下げに伴う取り組みについてです。

28年6月の公職選挙法等の一部を改正する法律の施行により、選挙権年齢が満18歳以上とされ、翌7月の第24回参議院議員通常選挙から適用されました。この改正に対する本市の取り組みとしては、広報紙やホームページでのお知らせのほか、チラシの全戸配布によって周知に努めたところです。

更に、士別翔雲高校の協力を得て、新聞局の生徒に選挙管理委員会による街頭啓発活動や期日前投票所における選挙事務を体験していただくなど、選挙を身近なものとして感じてもらうための機会も設けたところです。加えて、北海道選挙管理委員会による出前講座を市内の2つの高校で開催していただき、生徒たちの理解と関心を深めることにも努めてきました。

これらのほか、翔雲高校新聞局による取り組みとして、選挙権年齢の引き下げや政治に関する校内アンケート調査の実施にあわせて、学校新聞での特集記事の連載などが行われましたが、これらの取り組みに対しても、選挙管理委員会として積極的にかかわってきたところです。

なお、4号にわたって連載された学校新聞については、期日前投票所に掲示するとともに、広報しべつでも紹介したところです。こうした翔雲高校の取り組みは、一般の有権者に対する啓発としてもアピール度の高いものになったと考えているところです。

今後におきましても、広報紙やホームページ、フェイスブックなどによる啓発活動はもとより、高等学校との連携などによる取り組みをもとに、若年層のみならず多くの市民の意識の高揚と投票率の向上に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。 (降壇)

○議長 (丹 正臣君) 村上生涯学習部長。

○生涯学習部長（村上正俊君）（登壇） 次に、若年層の有権者に対する主権者教育の方針についてです。

若い有権者の政治参加や政治活動については、我が国の未来を担う世代が我が国の形成に主体的に参画していくという観点からも極めて重要なことと考えています。とりわけ高校生に関しては、27年10月、高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等についての文部科学省通知に示されているように、当事者みずからが主体的な選択や判断を行い、他の者と協同しながらさまざまな課題を解決していくという国家社会の形成者としての資質や能力を育むことが求められているところです。

このためには、議会制民主主義などの意義、政策形成の仕組みや選挙の仕組みなど、政治や選挙を理解するために、選挙権を有する者として、みずからの判断で権利を行使することができるよう、具体的かつ実践的な指導が重要です。

こうした中、本市においては、18歳選挙権が行使された昨年、士別東高校や士別翔雲高校で道選管による選挙啓発出前講座を実施していただき、選挙運動のルールなどについて学習する機会を設けたほか、文部科学省と総務省が連携して作成した副教材「私たちが拓く日本の未来」を活用した授業を進めています。

このように、若い世代に対しては、選挙における投票がみずからが政治に参加する手段であるとの視点に立ち、単に投票することが目的ではないことの啓発に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 喜多議員。

○2番（喜多武彦君） 再質問ではありません。要望だけ一つして終わりたいと思います。

高校生が、翔雲高校の生徒がつくった学校新聞なんですけれども、非常にわかりやすいという評価をいただいているので、ぜひその新聞を活用しながら、選挙への誘導をできるようなシステムといただけますか、チラシなり何なりしながら活用をしていただくことを要望して、この質問を終わらせていただきます。

○議長（丹 正臣君） 14番 井上久嗣議員。

○14番（井上久嗣君）（登壇） 通告に従いまして、一般質問いたします。

本市が進めるホストタウン構想や、1市3町による着地型観光の推進、同じく、1市3町により設立されました士別地域日台親善協会による各事業は、交流人口の拡大、インバウンドへの対応や上川北部地域の観光振興なども含め、地方創生にも大きく関連する事項ですので、まとめて今後の方向性をお尋ねいたします。

初めに、1市3町首長等台湾訪問事業についてお尋ねいたします。

この事業は5月10日から13日に行われたものであり、本定例会初日の市長の行政報告にもありましたが、改めてこの事業の目的と内容、そこで進展した事項及び今後期待できる交流事業などをより詳しくお答えください。

次に、この事業と大きくかかわるJ A北ひびきに事務局を置く士別地域日台親善協会ですが、

協会としての今後の事業展開をどのように進められるのか、現時点でわかる範囲をお知らせください。

あわせて、ホストタウン構想を推進する上で、士別地域日台親善協会を本市としてはどのように支援し、連動していくのか。また、3月の決算審査特別委員会でもお尋ねいたしましたが、ホストタウン構想の推進において、現時点での進展事項や計画する事業内容などをお知らせください。

さて、5月11日、内閣官房東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進本部の勝野参事官が来市をされました。こちらも市長の行政報告にありましたが、グローバルGAP認証による農業を実践する農業者やJA北ひびきの選果場などの視察や、名寄市との合同での関係者による意見交換会も行われています。

GAPとは、品質、安全性、環境への配慮などの一定基準を満たした農作物に認められる規格で、農作物の生産において、食品の安全性を確保するため、農業生産の各工程ごとの実施状況と適正な管理手法を実践し、その取り組みが認証される制度であり、国際認証のグローバルGAP、日本規格のJGAPや他の独自規格などがあるとお聞きしています。

特に、ヨーロッパでは導入が進んでいて、品質保証の大きな判断材料として扱われ、GAP認証を取得していない農作物は農作物市場への参入が難しくなっており、日本ではGAPの導入が大きくおこなわれている状況で、オリパラ推進本部では、東京オリンピック・パラリンピックにおける食料調達の基本案を示した中で、持続可能な食料調達に向けた施策に農作物の資格化が必要として、JGAPやグローバルGAPの導入を進めるとお聞きしております。

北海道においても、東京オリンピック・パラリンピックで、野菜などの食料供給に必要な安全性を認証する第三者認証の取得を進めようと協議会を設立するなどの動きが聞こえています。

本市では、JA北ひびきが2007年からGAPに取り組み、2009年よりグローバルGAPへの移行を進められるなどされていますが、現在の取り組み状況と、本市としての今後の認証拡大への考え方と、取り組み支援への考え方をあわせてお聞かせいただき、オリパラ推進本部の勝野参事官が来市いただいたときにいただいたアドバイスを、可能な範囲でよろしいのでお伝えいただきたいと思います。

次に、インバウンドへの対応も含め、上川北部地域の観光振興を担う1市3町によるプロモーション事業の本年度の詳細が決定されたとお聞きいたしましたので、その内容をお知らせください。

さて、台湾のウエイトリフティング事前合宿などを進める本市のホストタウン構想、同じく台湾の事前合宿誘致を進めるお隣の名寄市との関係。一方、1市3町で進める士別地域日台親善協会の設立がされ、さきに申したとおり、この協会の事務局はJA北ひびきに置かれています。同じく1市3町で進める着地型観光推進協議会の事務局は士別市に置かれています。このように大きく連動していかなければならないホストタウン、日台親善、着地型観光の3つの推進事業は、自治体の範囲も事務局も異なり、市民にとってもその役割分担がよく伝わっていな

いのが現況ですし、この質問をしている私もその線引きはよく理解できていません。

この際ですので、このような形態をとられた経緯を改めてわかりやすく御説明をいただきたいと思います。特に、1市3町にかかわる日台親善協会と着地型観光の各事業を推進する上において、士別市がその必要な時々率先して進めていかなければならない役割があると私は考えますが、本市の考え方をお聞かせください。

最後に、日本版DMOに関してお尋ねいたします。

DMOとは、観光物件、自然、食、芸術、芸能、風習、風俗など、地域にある観光資源に精通し、地域と協同して観光地域づくりを行う法人のことで、観光庁が規定した日本版DMOとは、地域の稼ぐ力を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する観光地経営の視点に立った観光地域づくりのかじ取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人となっております。地方創生においても、この日本版DMOが大きなキーワードの一つとなっているともお聞きしていますし、インバウンド需要への対応としても重要視されています。

私は、本市において早急に日本版DMOを設立させられる状況にはないものと理解はしていますが、観光や交流にかかわる情報や組織事務局が分散している現在、日本版DMOの精神に近い形で、少しでも情報の収集と発信の一元化ができる組織体を既存の組織の再編なども含めて構築するべきと考えますが、本市の考え方をお聞きして、この質問を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 井上議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私から、1市3町首長等台湾訪問事業と、グローバルGAP認証拡大への考え方について答弁申し上げ、本年度の1市3町によるプロモーション事業及び着地型観光推進や、日台親善事業と日本版DMOの推進については副市長から答弁申し上げます。

初めに、1市3町首長等による台湾訪問事業での進展事項についてです。

今回の台湾訪問については、昨年7月の士別・和寒・剣淵・幌加内着地型観光推進協議会の設立、また、それに続く9月の士別地域日台親善協会の設立後、初めての公式訪問として、広域連携による着地型観光の推進や、ホストタウンとしてのウエイトリフティング団体の合宿招致など、台湾との交流促進による地域の振興を目的として、台北市及び高雄市の政府機関等9カ所を訪問し、トップセールスを実施したものです。

この中で、本市としての大きな進展は、かねてから調整を進めてきた台湾ウエイトリフティング協会とホストタウン交流事業協定を締結し、ウエイトリフティング競技を中心とした交流について、お互いの連携、協力を文書により確認することができた点です。

この協定締結は、2020年の東京オリンピック競技大会に出場する台湾のナショナルチームの合宿誘致に向けた大きな一歩であり、2年目を迎える本市のホストタウンの取り組みが加速さ

れるものと考えています。本年度においては、この協定をもとに、国立台湾師範大学などの台湾ウエイトリフティング関係者の招聘も予定しているところです。

このほか、士別東高校と高雄市立高校との学校交流について、先月の台湾訪問時に高雄市政府関係者などに要請してきたところであり、11月の東高校の教育旅行に向けた調整などの準備を進めているところです。

また、今回一緒に訪台した和寒町、剣淵町、幌加内町においても、既に交流のある学校等を訪問し、その関係性をより深めることができたほか、高雄市、台北市の政府機関に対し、私たち首長みずからそれぞれの市や町の魅力をPRすることができ、今後の更なる交流に向けた手応えを感じることもありました。

更に、私が大きな成果と感じているのは、1市3町の首長が一堂に会し、共通の目的に向かって行動することができた点であります。この広域連携により、台湾との交流促進を初め、それぞれの特徴を生かした地域の振興を更に推進できるものと考えており、今後も一層の連携に努めてまいります。

次に、グローバルGAP認証拡大への考え方についてです。

去る5月11日、札幌市での講演のため来道されたオリンピック・パラリンピック推進本部事務局の勝野参事官に来市いただき、地元農業関係者も含めた意見交換などを行う機会を得ました。勝野参事官からは、台湾を交流相手とする全国のホストタウン同士の連携や、東京オリンピック・パラリンピックにおける食材調達に向けたPRに関する助言などをいただいたところであり、現在、関係する機関、団体などとともに検討を進めているところです。

本市では、JA北ひびき野菜特別栽培部会が、平成19年から大手量販店のプライベートブランドに取り組み、特別栽培とGAPを実践していました。その後、安心・安全の確かなあかしとして、21年に6名の会員とJAが一体となり、グローバルGAPのグループ認証を取得、翌22年には、国内初となるJA野菜集出荷施設を含めた認証を取得したところです。

現在は、認証取得者8名によって、認証品目となっているカボチャ、バレイショ、タマネギ、ブロッコリー、アスパラガスの5品目を、面積は路地43.4ヘクタール、施設0.8ヘクタールで生産しており、JAのマネジメントのもと、産地の信頼と食の安全・安心を消費者へ届けるとともに、産地評価を高めるための取り組みとして実践されています。

今後の認証拡大に向けては、井上議員のお話のとおり、オリンピック・パラリンピックにおける食材調達基準として採用されていることから需要が拡大していくものと考えており、一部大手量販店などでは、プライベートブランドの調達基準にする方針を発表しているなど、他産地との差別化や、更なる販路拡大と価値の向上に当たっても重要となっています。

グローバルGAPについては、食品の安全性の確保や品質保証の判断材料につながる面に加え、農業者みずから行うPDCAサイクルの実践でもあり、生産コストの低減や労働力の軽減など、農業経営改善の効果も大きいことから、取り組みの拡大を推進してまいります。今後は、グローバルGAPを実践されているJAや認証メンバー等の意見を聞きながら、本市とし

て必要な支援に努めてまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） 私からは、本年度の1市3町によるプロモーション事業及び着地型観光推進や日台親善事業における本市の今後の役割と、日本版DMOの推進について答弁申し上げます。

初めに、1市3町広域連携による観光プロモーション事業についてです。

この事業については、国内観光プロモーションと、台湾をメインとする国外観光プロモーションの2つの事業を中心としております。事業の詳細については、今年29日に士別・和寒・剣淵・幌加内着地型観光推進協議会の総会が予定されており、その場で最終決定されるのですが、国内観光プロモーション事業では、それぞれの地域にある観光資源や農産物等を最大限に活用した食と観光をメインに事業展開することとしております。

具体的には、ワークショップやセミナーを開催し、地域食材を使用したメニューの開発や、特色ある観光資源をより効果的に売り込むため、一般旅行者のモニターツアーや、旅行関係者、旅行雑誌、ブロガーなどを対象に招聘事業を実施いたします。また、豊富な農畜産物や加工品のPRに向けた道内外での物産展や旅行ツアーの商品化に向け、関係者等との商談会も予定しているところです。

一方、国外プロモーション事業では、親善協会やホストタウンとの兼ね合いから、対象を台湾とし、北海道旅行に興味のある個人旅行者をターゲットに、知名度が高いブロガーによる情報発信を初め、現地で人気のキャラクターによるアニメーション作成や、台湾で開催される国際旅行博への出展を予定しております。

次に、台湾交流にかかわる3つの推進事業の経緯についてです。

初めに、士別地域日台親善協会についてです。

この親善協会は、文化交流やホストタウン登録などで始まった取り組みを今後の展開の好機と捉え、1市3町が一体となり、さまざまな交流を通じた地域振興へと発展させることを目的として、本市の呼びかけによって設立されました。設立に当たっては、友好親善を図る取り組みはもとより、農産物などの経済交流も想定しており、事務局についてはJA北ひびきに担っていただくことになったものです。

今年度の予定事業は明後日の総会で正式決定されますが、現時点では、協会役員による台湾訪問や経済交流に向けたセミナーの開催、台湾からのスポーツ団体来訪歓迎会の開催、会員に対する台湾関係情報の提供などが予定されております。また、親善協会に対する連携、支援については、1市3町の職員がオブザーバーとして運営にかかわり、情報交換や助言を行っているほか、7月に予定されている親善協会の役員による訪台にあつては、私と職員の同行も検討しているところであります。このほか、今後の取り組みに当たっても、適宜十分な連携に努めてまいります。

次に、ホストタウンについては、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により、多くの選手や観客が来日することを契機に、全国の地方公共団体と大会参加者や地域との人的、経済的、文化的な相互交流を図るとともに、地域の活性化等を推進することを目的として、国が登録を行う制度となっております。

本市においては、オリンピックを輩出するなど、古くから歴史のあるウエイトリフティング競技に絞り、この競技の強豪で、本市出身のオリンピックともつながりのある台湾を交流相手といたしました。また、ほぼ同時期に名寄市においても、既に登録されていた親善協会を中心に交流を進めていた台湾を相手にホストタウン登録がなされましたことから、今後において、相乗効果が得られるよう連携を図るものであります。

次に、着地型観光推進協議会についてであります。

これまで各市町がそれぞれで進めていた取り組みから、相互の連携によって相乗効果を高め、魅力的な観光地域づくりを目指して、地域ごとの観光素材を再認識することにより、多くの観光客の誘引と地域経済の活性化を図る目的として、本市が設立を呼びかけたものであります。その構成については行政機関と観光協会で組織され、事務局は本市が担っております。

井上議員からお話のあった士別市が率先して進めなければならない役割についてであります。各地域の実情や思い、また、それぞれが取り組んできた経過を十分に考慮する中で、ホストタウンの取り組み、日台親善協会、着地型観光推進協議会がしっかりと連携した協議、議論を進めていけるよう、本市が牽引役となってまいります。

最後に、日本版DMOについてです。

井上議員お話のとおり、日本版DMOは、地域の稼ぐ力を引き出すとともに、観光地経営の視点に立ち、多様な関係者と協同しながら観光地域づくりを実現するための法人であり、基礎的な役割、機能としては、多様な関係者の合意形成、各種データの収集、分析、戦略の策定、プロモーション活動などが挙げられています。

今後においては、着地型観光事業や台湾を主とするインバウンド受け入れの環境整備など、連携する近隣地域を含めた宿泊や体験等の施設調整、食事など、広域の観光案内や情報発信を一元的にできる組織体づくりに向けて、関係機関との協議を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 井上議員。

○14番（井上久嗣君） 再質問という形になるかどうか、一言だけいただいて、この質問を終わりたいと思いますが、先ほど、それぞれホストタウン構想ですとか日台親善協会、着地型観光推進協議会、もちろんそれぞれ意味がありまして、設立の時期も当然違いますし、そうは申しましても非常に関連性が非常に高く、わかりづらい部分も正直言ってであると。最後の答弁の中では、DMOに近いような形も、一元化を含めて、こういうのも最終的には、ある程度一本化できるものは一本化していく方向性が一つの方向かなと私も思っていますが、具体的に、しっかりと1市3町にかかわるこの日台親善協会、そして今の着地型観光、そしてホストタウン、

これを士別市が中核となって連携をとっていきたいと言われましたが、そうは言っても、これそれぞればらばらですから、本当にうまくいくのかなという、ちょっと若干の危惧があります。

これ市の担当も、総務のところもあれば経済部のところもあればいろいろ分散しているんですが、その辺をぜひ、これ一緒にはならないでしょうけれども、1市3町、市だけの問題もありますので、その辺、具体的に連携というのほどのように進めていかれるのか、一言いただいで終わりたいと思います。

○議長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） ただいま答弁いたしましたとおり、ホストタウン、それと着地型観光、日台親善協会、それぞれ出だしが、始まりがいろいろな状況がありまして、違うということでもあります。その中で、今回はそれぞれ、ホストタウンについても台湾を相手方とする、着地型観光についても、当面は台湾を対象とした事業展開するということになったということから、何か同じようなところを目指していろいろな組織があるというような、少し井上議員の言葉をかりれば、わかりづらいというところになったのかなというふうに考えております。

ただ、ホストタウンにしても、今後の2020のオリンピック・パラリンピックに向けた取り組みということではありますが、一番重要なのは、その後の取り組みをどうつないでいくかと。経済交流、文化的交流も含めて、そういうことになります。その中で、着地型観光については、この地域に人を呼び寄せる観光というところをどのようにしていくかということが極めて重要などころになってまいります。それを下支えしていくのが、まずは台湾を相手方とするということであれば、日台親善協会になるのではないかなというふうに思っております。

それぞれ組織体は違っても、例えば私ども行政の中で言えば、企画がかかわったり、合宿の里の担当がかかわったり、商工、経済部がかかわったりということでもありますけれども、内部ではしっかりとそれぞれが連携できるようにプロジェクトをつくって、情報交換といいますか、一体的に事業を推進できる体制を整えておりますし、行政で言えば、1市3町のそれぞれの部門も、更に一体的に連携をとれるような体制をとっております。

また、農協、商工会、観光協会等も常に密な情報交換をしながらいけるようにしておりますので、その3つの取り組みが、決してばらばらになって効果が薄くなるということがないように、あくまでも相乗効果を持って、しっかりと効果が高いところに持っていけるというような取り組みにしていきたいというふうに思いますので、今後もそのことをしっかりと気持ちの中においてやっていきたいというふうに思います。

○議長（丹 正臣君） まだ井上議員の一般質問が続いておりますけれども、ここで昼食を含め午後1時30分まで休憩をいたします。

（午前11時50分休憩）

（午後 1時30分再開）

○議長（丹 正臣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。井上議員。

○14番（井上久嗣君）（登壇） 午前中に引き続きまして、2つ目の質問として、移住促進に関する質問をさせていただきます。

私は、平成26年11月の決算審査特別委員会で、移住促進事業の質問をさせていただきました。その中での質疑、答弁の中でこのようなやりとりがありました。

平成19年3月、本市の移住政策を促進する組織として、市内関係機関や団体に構成する「ようこそ！土別」プロジェクトが設立され、平成22年11月以降開かれていない要因をお聞きいたしました。その質問時点で4年間開かれていない状況でした。その答弁では、一定の方向性が決定し、当面は短期移住体験住宅を活用した事業を柱に取り組んできたので、新たな事業の展開を検討するには至らず、プロジェクトを開催してこなかったというものでした。

私は、移住の政策は早目、早目にアイデアを出していくべきで、市民の意見も常々聞いていくものであり、4年間も開かれてこなかった現状を踏まえて、早急にプロジェクトを再構築すべきと提案をしたところ、その答弁は、今後更なる移住促進に向けた効果的、効率的な取り組みについて、新たな視点で検討していく段階であり、「ようこそ！土別」プロジェクトを再構築し、広く意見を取り入れながら進めていきたいという内容の答弁でした。

それから更に2年7カ月ほどが過ぎましたが、その後、どのような取り組みが進められ、新たなプロジェクトの立ち上げはようになったのでしょうか。

次に、ちょい田舎暮らし体験に関する質問です。

これは継続して進められている短期移住体験の事業ですが、本年度の申し込み状況は過去と比べてどのような状況であり、体験者の選考はどのような視点で行われているのでしょうか。あわせて、現時点まで完全移住につながった新たな事例等があればお知らせください。

また、昨年6月、第2回定例会の私の質問の答弁の中で、新規就農希望者の受け入れの際にも体験住宅を活用することを検討するとありましたが、その後どのような動きがあったのでしょうか。

さて、平成27年10月から運用が開始されました本市の空き家・空き地バンクですが、現在までの契約へ至った空き家、空き地の実績と、そのうち転入者、特に移住者との契約に至った事例は、現時点までどのような結果なのかをお答えください。

昨年11月、総務産業常任委員会の道外行政調査で伺った日光市において、日光市空き家バンクの調査を行っています。平成26年3月3日よりスタートしており、本市より1年半先行しており、そのホームページは、トップページに物件の画像が配置されるなど、視覚的にわかりやすいものとなっています。

移住を検討する場合、自治体の支援制度も大きな選択肢の一つとなりますが、本市の空き家・空き地バンクのホームページのトップページを一番下までスクロールをすると、土別市住宅新築促進助成事業と土別市住宅改修促進助成事業の2つの助成事業が案内されています。

一方、日光市の空き家バンクのホームページには支援制度のボタンがあり、そのクリックをすると、住宅リフォーム等助成金制度はもとより、転入者住宅取得補助金制度、耐震診断等経費補助制度、中心市街地若年夫婦・子育て世帯家賃補助制度、商業を営みたい移住者への情報として、本市の店舗改修事業に当たる日光市商店リフレッシュ事業費補助金、子育て世代にはこども医療費助成制度などの案内がわかりやすく並んでいます。移住を希望する人には、空き家バンクのホームページは重要な情報源の一つでもあります。日光市ではそこに関連する支援制度がわかりやすく掲載されており、市のサポート体制の充実感が感じられます。

本市においても同様に、空き店舗活用事業、店舗改修事業、新規開業等支援事業、乳幼児等医療費助成事業など、多くの関連する支援制度がありますので、空き家・空き地バンクのホームページ上にも掲載するなど、更なる充実をするべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、本市の場合、中小企業者が市外からUターン等就職者を雇用し、その際の面接旅費、移転費用、就職支度費用を負担した場合に助成が受けられる人材確保推進事業がありますが、日光市では、移住者が直接助成を受けられる日光市転入者住宅取得補助制度があります。本市の場合、このような新たな支援制度の拡充を今後考える予定があるのかをお答えください。

空き家・空き地バンクのホームページと大きく関連するのが移住・定住のページです。本市の移住・定住情報のページには、町の概要や短期移住体験住宅とファームイン情報、イベント情報などが載っていますが、さきの空き家・空き地バンクのホームページへのリンクが見当たりません。空き家・空き地バンク、移住・定住情報、どちらのページから閲覧されても、協調する支援制度を同列に掲載する、当たり前ながら、どちらからもリンクで結ぶなど、移住希望者にわかりやすくサポート体制と町の熱意が伝わるホームページの充実と、他の関連サイトへの掲載内容のチェックも含めて見直しを進めるべきと考えますが、本市の考えをお聞きして、この質問を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、現在までの取り組みとプロジェクトについてです。

平成26年の決算委員会以降、新たな視点として、移住施策の要素として欠くことのできない仕事をテーマに、就労体験も加えた事業構成に取り組んできました。移住と就労体験の関連づけに当たっては、本市でも特に従事者が不足している土木職や看護職の充足を図るため、これらの職種を対象に、短期間の移住を体験するモニター事業を中心に検討を進めてきたところです。

27年度には、北海道の移住体験モニター事業を本市において実施し、介護職場における人材の充足と移住の実現に向けて、体験受け入れ事業所とともに参加者のサポートに当たってきたところです。

一方、この事業に参加された方も、移住に向けて、事業終了後も二度にわたって来市され、就業予定先でのヒアリングや居住する住宅の選定など具体的な検討を進めていましたが、雇用

環境の面などから、最終的には移住には至りませんでした。

また、27年度においては、ホームページ上で全国の移住情報を検索できる全国移住ナビに登録し、情報発信に努めたほか、上士別の短期移住体験住宅を1戸増やし、移住体験者の受け入れ体制拡充を図ってきました。

こうした取り組みと並行して、プロジェクトの再構築に向け庁内協議を進めるとともに、構成団体である商工会議所や観光協会とも協議を行ってきたところですが、観光振興に向けた新たな組織の立ち上げもあり、移住の取り組みについてもこの組織に移管してはどうかとの御意見もいただく中で、再構築するには至りませんでした。

次に、短期移住体験住宅の申し込み状況についてです。

本年度においては、本日現在17件の応募があり、このうち利用決定件数は11件で、合計28名の方が延べ約240日間利用する予定となっています。昨年度と一昨年度の2カ年における利用実績は、平均で16件36名、延べ330日となっており、現在のところ、本年度の申し込みはこれを下回っていますが、毎年追加による申し込みもあることから、例年並みの利用を見込んでいるところです。

利用者の選考は、基本的に移住やシーズステイ、いわゆる二地域居住などを前提としている方のうち、初めて利用される方を最優先していますが、複数回の利用者も増えている中で、今年度からは過去の利用回数が少ない順に優先するものとし、より多くの方に士別での生活を体験していただけるよう取り扱いを変更しました。

また、本市を特に気に入り、繰り返し来訪する方もいることから、過ごしやすい夏場だけでなく、冬、雪のある時期の体験についても御案内をしているところです。

これまで、新規就農希望者ではないものの、農業関係での就労体験とあわせて体験住宅を利用している方もおり、今後も農業分野との連携のもとに利用拡大を図っていく考えです。

このように、就業と短期移住体験を連動させた事業を含め、移住促進に向けた取り組みを進めてきましたが、残念ながら実際の移住にはつながっていないところです。こうした現状を踏まえ、農業や合宿、観光との連携を初め、移住体験者と市民との接点づくりのほか、市民と行政との協働による事業推進などをテーマに、改めて今後の取り組みについて検討を深めるとともに、このプロジェクトについては一旦解消し、適宜、関連する既存の団体などとの連携を図ることによって移住促進の取り組みを進めていくという考え方で検討を進めていきたいと考えています。

次に、空き家・空き地バンクの利用実績についてです。

本市の空き家・空き地バンクは、27年10月の開設以来、現在まで空き家16件、空き地4件の登録があり、このうち6件の住宅が成約されています。こうした中、今月売買された1件については、士別市外からの転入者による成約にも至っているところです。

更に、空き家・空き地バンクのホームページ閲覧数については、1年間で8,000件を超えていることに加え、昨年10月から北海道空き家バンクとの連携を開始したところでもあり、今後、

転入者や移住者の利用が拡大していくことに期待を寄せています。

また、井上議員の御提言のとおり、空き家・空き地バンクのホームページにおいて、各種の支援制度を一元的にわかりやすく紹介するとともに、移住・定住のページとの相互連携による情報提供に努めることは必要かつ有効なことと考えます。

あわせて、移住促進に向けたページにおいては、移住に関する支援制度や地域おこし協力隊の募集情報のほか、本市に移住された方々からのお話や短期移住体験者の感想を掲載するなど、移住希望者の視点に立った情報提供のもとに、住んでみたくなる魅力ある士別市としてのPRに努めていくことが必要と考えています。

また、より充実した支援策の検討に当たっては、単に金銭を給付するような支援にとどまらず、移住希望者の不安の解消や、地域のことをよく理解してもらえることなど、更に住んでみたいと思えるような工夫も必要であり、地域の方々との連携なども含めた多様な視点から、より効果的な取り組みについて引き続き検討してまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 井上議員。

○14番（井上久嗣君） 1点、再質問をさせていただきます。

先ほど、今の御答弁で、一度プロジェクトを解散しというお話がありましたが、私、もう6年7カ月やっていないんですから、もう解散しているかと思ったんですけども、あるんですね。

これは、よくより多くの市民の意見を取り入れながらと市長もよくおっしゃっています。移住政策というのは、まだ本当に実績が残念ながらないんですけども、これはやはりスピード感を持ってやっていかないと、他市も非常に先行しているまちもたくさんございますので、かつて私も、その辺を先行事例を取り入れながらやるべきだということで御提案をさせていただいています。

そういった中で、どう市民の意見を、行政主導だけではなく市民の意見を聞き入れていくかという部分で、再構築、こだわらなくても、今既存の組織に御意見をいただくと、今までもできる機会は幾らでもあったと思うんですよね。それがなされてこなかったと。またこれからプロジェクトをつくるか、どこかの組織にお願いするなり何なりと、また時間がかかっていくと。それで、それが6年、7年、8年と、ただただ、どこで市民の意見を聞くんですかと。市民の意見を取り入れたからといって、先ほど言ったように、画期的に成果がすぐ変わるかどうか、それはわかりませんが、やはりさまざまな意見を取り入れていくのがまずは大前提だと思うんですけども、それが全く、ここ私が質問してから更に2年7カ月、今言った状況であるということは、非常にまさしくスピード感がないという部分も含めて、この辺、本当早急にどうされたいのか、改めてお答えをいただきたいと思います。

○議長（丹 正臣君） 中峰部長。

○総務部長（中峰寿彰君） 再質問にお答えいたします。

まず、最初に、26年の決算委員会で、その時点でもう4年たっていた。その後2年数カ月たってということでお話もございました。その決算委員会のときにも申し上げたとおり、まず、当初立ち上げに当たっては、商工会議所やJAや観光協会や、それ以外には実際に移住をされてきた方、あるいはそういった方の中でも、特にファームインなどを運営されている方、こういった広範囲の方々にも参画をいただいて、このプロジェクトを立ち上げたところです。

当初は、他の自治体における短期移住体験住宅、この視察にも行っておりましたし、当時、井上議員もちょうどメンバーでいらっしゃいましたので、視察のほうにも行っていただいたということをおも記憶しています。その後、本市もそういった前例に学びながら、まずは朝日にある北海道企業局が元所有していた住宅を短期移住体験住宅として活用を始め、更に、上士別の旧教員住宅の活用を始めました。当面、まずはここで実際の体験をしていただいて、その利用者のいろいろな反応、感想、それから実情を踏まえて、次の展開を目指そうということになった段階が、いわゆるさきに申し上げた一定の方向で進むということにしたので、しばらくその後はモニタリングする形でということ考えてきたわけです。

ただ、前回もお話をいただいておりますが、その後、その利用状況などの報告はすべきではなかったのかということもありましたので、そのことについては率直に、そういった形を、報告をするような形を設けるべきだったというふうにも思っているところではありますが、今、井上議員からお話もあったとおり、どんどんその移住の促進の進め方というのが早く進んでいますので、あわせて私どもは、まずは就業に結びつける必要があるということもあって、先ほど申し上げたようなことで考えてきたわけです。

そこで、確かにそのスピード感というところ、これまで非常に不足していたというふうに御指摘をいただいても仕方ないという状況にはありますけれども、まずは、先ほど申し上げた既存の団体という意味で申し上げれば、観光推進に向けて、観光推進検討委員会、きょう午前中の質疑にもありましたけれども、その中で、一つは観光延長線上として、交流人口の拡大の一つとして、そこでも議論してはどうなんだという御意見も実際にいただいていることもございますし、また、昨年度、新規就農支援ということでは、その支援体制、これが確立をされてきているわけでもあります。そういった既存の団体、またそれ以外にも関係するところはあると思いますし、とりわけ、先ほども冒頭申し上げた、実際に移住をされてきた方、そういった方のお話も聞く中で、今後についてはその連携をとりながら進めていきたいというふうに考えています。

実際のところ、市民の意見とり上げについては、もっと違う方法も含めて、更に検討していきますけれども、スピード感がなかったのではないかと御指摘を肝に据えて、今後、改めて検討なり体制づくりに努めていきたいということ考えているところです。

以上申し上げまして、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（丹 正臣君） 井上議員。

○14番（井上久嗣君） ぜひ、総合戦略もありますけれども、あれは最終的に人口減少をとめて

いきたいというのが総合戦略の大きな目的で、その移住促進も当然その一つでありますので、絡んでくることですので、これは本当、総合戦略2年、3年と計画期間がありますけれども、そちらも目標値を持ってやってくる場所ですので、ぜひこちらのほうもあわせて、スピード感を持ってまさに進めていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（丹 正臣君） 16番 斉藤 昇議員。

○16番（斉藤 昇君）（登壇） 第2回定例会に当たり、一般質問を行いたいと思います。

初めに、JR北海道の路線存続問題についてであります。

昨年来、JR北海道の経営悪化に伴う路線存続問題が表面化し、連日新聞紙面などでも報じられているとおり、各地でその対応が検討、協議されているところであります。

近年、採算性を理由に、住民の生活にも地域社会にも大きな打撃となる鉄道路線の廃止が相次ぎ、2000年以降、全国で309路線、計771.1キロが廃止されています。道内でも多くの路線が廃止されてきた中で、更に昨年11月には、JR北海道が全路線の半分以上に当たる10路線、13区間、1,237.2キロについて、自社単独での維持が困難と発表し、道民に大きな不安を広げているところであります。

鉄道の廃止は、通勤や通学が難しくなる、病院へ行けなくなるなど、住民生活に深刻な影響を及ぼすとともに、人口流出を加速させ、地方の疲弊、大都市と地方の格差拡大に拍車をかけ、特に沿線の自治体では、地域社会の崩壊にもつながりかねない深刻な問題であります。今定例会初日の行政報告でも、牧野市長からこの問題と対応についての概要的な説明がありましたけれども、改めてこの機会に伺っておきたいと思うのであります。

行政報告では、宗谷本線活性化推進協議会を中心に議論を進めているとのことであり、新聞報道によれば、過日の定期総会において、オホーツク管内の興部町や雄武町なども新たに加入し、現在は26市町村で構成されているとのことであるが、構成自治体は今後も更に拡大されていくものなのか、あわせて、構成員である商工会議所や商工会についても拡大している状況なのかを伺いたいと思います。

また、この協議会においてはどのような議論や検討が進められ、今後はどのような活動を考えておられるのか。当面の取り組みとしてアンケート調査や広報誌によるキャンペーン、あるいはJRのご当地入場券に関連した取り組みの計画もあるとのことだが、具体的な内容を伺いたいと思います。あわせて、これ以外の取り組みもあるようであれば、ぜひお聞かせ願いたいと思います。

また、この協議会の議論の場にJR北海道や北海道庁も加わっているようであるが、JRや道庁はどのような考え方を示しているのか。このほか、北海道運輸局などはかかわっていないものなのかもお聞かせください。

一方、本市として何か独自の取り組みなどを進めているのかどうか。駅前の再整備については、駅前ビル跡地に複合施設を建設するという考えから、士別駅舎の改修に方針転換するとい

うことが示されているが、このことも路線存続に向けての方策なのか、改めて伺っておきたいと思います。そうであれば、当然、JR側の費用負担もあると思うのだが、JRとの協議はどのようなになっているのか。このことも含めて、駅舎の改修についてはどのような進捗状況にあるのかお示しいただきたいと思います。

過日、6月6日の北海道新聞での特集記事によれば、JR北海道の島田社長は、国鉄分割民営化を進めるために、国の責任というよりもJRの責任と語るとともに、国の支援を求める前に、地元関係者による問題解決を優先すべきとの考え方を示しておりますが、これまで、JRは本市を初め沿線自治体にどのような考えを示しているのか伺いたいと思います。また、このことについて、北海道はどのような考えを示しているのかもお知らせいただきたいと思います。

JR北海道は、北海道を初め関係自治体に対して1路線の廃止と支援を要請しているが、厳しい財政状況に置かれている地方の市町村にとって、でき得る支援には限界があると思います。こうした事態を招いたJR北海道の経営陣の責任も重大だが、もともと赤字になることがわかり切っていた分割民営化を行った国にこそ、問題を解決する最大の責任があると考えられます。このことについては、政府内部からも、JRの分割は商売のわからない人が考えたという発言も出ているところでもあります。今こそ鉄道事業の公共性にふさわしい形で、国が公的に支えることが強く求められると思います。

鉄道路線の維持、存続は、住民の足を守り、移動する権利、交通権を保障するとともに、地方再生の資源を守り、大都市と地方の格差拡大に歯どめをかける上でも重要な課題であると思います。また、鉄道は他の交通機関より環境負荷が小さいという特徴も持っております。鉄道路線網を維持し、未来に引き継いでいくことは、今の政治の重要な役割であり、責任であります。

この立場から、日本共産党は国としての施策を提案しているところでもあります。この提案の一つには、JR北海道の路線廃止を食いとめる緊急対策を国の責任で行うことを求めています。具体的には、国が経営安定基金の取り崩しや積み増し、財政投融资の活用などの緊急支援を行い、JR北海道の路線を維持することです。これらの提案については、各市町村を訪問し、その内容の説明と意見交換を行っているところでもあります。先般、6月13日には、我が党の6区国政相談室長である荻生和敏氏らとともに、本市の相山副市長と懇談をさせていただいたところでもあります。

ぜひ、士別市も関係自治体と連携し、提案内容について国に強く求めていくべきではないかと考えるが、いかがでしょうか。同時に、利用者である地域住民と自治体関係者、商工会や農林漁業団体などの主要経済界、そして鉄道事業者を初め幅広い人々の知恵と力を集めることが必要ではないか。この点を含めて、今後の取り組みについてお伺いし、この質問を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 斉藤議員の御質問にお答えいたします。

初めに、宗谷本線活性化推進協議会の構成についてです。

昨年7月、JR北海道が、今後維持困難となる線区を秋口までに公表すると表明したことを受けて、この協議会では、関係する全自治体の結集のもとでこの問題に取り組むため、10月には旭川市や旭川商工会議所、比布町など8団体を構成員に加えました。また、上川と宗谷の両振興局もオブザーバーとして加入したところです。加えて、去る5月31日の定期総会においては、興部町や雄武町など4団体の加入が確認され、現在、26市町村とその議会、4市の商工会議所と上川、宗谷の両商工会、連合会を含む58団体で構成しているところであり、今後も路線維持に向けて、意を同じくする自治体や商工会などの経済団体の加入促進に努めてまいります。

次に、当面協議会が取り組む具体的な計画についてです。

路線の存続に向けては、沿線自治体が連携して取り組むことのほか、各自治体がそれぞれに進められることもある中で、これらを検討する組織として、協議会内に実務担当者で構成する幹事会を設けています。幹事会では沿線自治体が持ち寄った利用促進のアイデアをもとに協議を進めており、その一つには、各自治体の広報で住民の利用を促す記事を掲載することとしており、本市においては広報しべつ7月号に特集記事を掲載する予定です。

また、協議会独自の利用実態調査の実施が決定しているところであり、同一日に全ての沿線自治体において聞き取り調査を行います。この調査は今後4回程度実施する予定であり、この調査によって利用実態を把握するとともに、駅を廃止させないための明快な裏づけ資料としていく考えです。

これらのほか、JRが7月に発売を予定しているご当地入場券にかかわって、沿線自治体のタイアップによる特典の提供や、宗谷本線ホームページの開設、自転車の列車積載に関する規制緩和、沿線自治体の魅力をPRする車内広告の無償活用などのアイデアも出されています。

次に、協議会での議論についてです。

JR北海道の問題が今日に至るまでには、利用者の減少による収支の悪化という絶対的な理由があるものの、これまでの会社経営のあり方や、たび重なる事故の発生に見られる安全対策面での問題など、事業者としての直接的な責任があることは論を待ちません。加えて、この間の不十分な情報公開の姿勢が大きな問題であることも事実です。

一方で、JRの株式は独立行政法人の鉄道運輸機構が保有しており、実質的には国が管理している状況にあることから、この問題に対する国の責任も当然問われるところであり、JRと地方自治体にその対応の全てを求めることにはならないところです。

こうした中で、協議会においては、国の責任のもとに支援すべき全道的な問題であり、北海道がリーダーシップを発揮し、鉄道の将来像をしっかりと描くとともに、全自治体をまとめるべきとの方向で協議を重ねているところであり、具体的な提案内容については今年度内に取りまとめる予定です。

次に、JRや北海道運輸局などの関係機関が示す考え方についてです。

協議会での議論に当たり、JR北海道は、宗谷本線については廃止ありきでなく、存続に向

けてできる限りの協力をするとの方針を示しており、利用促進策を中心に相互で検討を進めているところです。このような中で、現時点では、JRから自治体に対して金銭的な負担の提案は示されていません。

一方、北海道運輸局は、JRも交えた地域での協議を求めており、北海道との連携のもとに持続可能な交通体系の構築を目指すとしているほか、上下分離方式についての議論も求めています。また、JRに対してはこれまでも必要な支援を行っているとし、追加支援は行わない考えを示しています。北海道については、国による抜本的な支援が必要としながらも、各地域における実効性の高い取り組みも求めています。

このような中で、5月25日には高橋知事が名寄市を訪れ、加藤市長らと意見交換を行った際に、財政負担を含めた地元の議論が必要との発言が報道されたところでもあり、北海道との考え方のすり合わせが必要であると判断しています。

次に、利用促進策に関連して、士別駅舎の改修についてお尋ねがありました。

JR士別駅舎の改修は、JRやバスなどの公共交通利用者の利用促進に加えて、市民や来訪者の利便性向上を目的として行うものです。改修に当たっては、駅舎に待ち合いスペースやコンビニエンスストア、多目的スペース、トイレなどを備えるものとして整備する予定です。

現在は市内において、施設の改修に当たって必要な機能や配置の検討を進めるとともに、バスやタクシーへの接続、マイカーや自転車などの動線と駐車、駐輪スペースなどについても検討しています。また、現在、駅舎内で売店を運営されている方の今後の方針なども伺いながら、コンビニエンスストアとしての必要スペースの確認も行っているところです。これらの整理を行った後、詳細な設計を行うとともに、費用負担やスケジュールなどについて協議し、平成30年度着工に向けて、関係団体等との協議を進めてまいります。

次に、国に対する支援の要請についてです。

路線維持が困難になった原因は、先ほど申し上げたとおり、さまざまな経営上の問題もありますが、そもそも、30年前に行われた分割民営化がどうであったのか、その枠組みや制度設計には問題があったと言わざるを得ません。このことについては、麻生副大臣も、国鉄という商売をわかっていない学校秀才が考えた典型であり、国の融資はびほう策にすぎないと指摘しています。

路線維持問題が表面化して以降、協議会はもとより上川地方総合開発期成会や全道市長会などを通じて、JRや国・道、道議会などに対して要請行動を行ってきました。今後、協議会においては、国に求めていく支援内容などについて、より具体的に協議を進める予定であり、集約ができ次第、精力的に要請活動を展開していくところです。あわせて、上川、宗谷、オホーツクの3つの総合開発期成会が合同で要請活動を実施してきたところであり、今後も情報交換を密にし、連携した活動を進めてまいります。

また、去る6月7日、士別商工会議所を含む全道42商工会議所で構成する北海道商工会議所連合会が、北海道に対して北海道の鉄道維持に関する提言、要望書を提出しています。路線存

続に向けた取り組みは、行政のみならず民間団体へも広がりを見せており、こうした動きが全道民的なものになるよう、協議会などでも議論してまいります。

鉄道は市民生活に欠くことのできない重要な交通インフラの一つであり、市民はもとより地域全体で存続に向けた活動を進めることが重要です。利用者の減少が続く限りこの問題が繰り返されることにもなることから、利用者の声の反映や他の交通機関との接続性の視点からも検証を進め、持続可能で利便性の高い鉄路の実現を目指してまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 齊藤議員。

○16番（齊藤 昇君）（登壇） 2つ目の質問は、2020年東京オリンピック・パラリンピックに当たってのホストタウンの取り組みについてであります。

この質問については先ほど井上議員から質問があったところであり、重複する部分を割愛しながら質問したいと思います。

ホストタウン構想は、大会参加国、地域の人的、経済的、文化的交流を通して、地方自治体が地域の活性化に結びつけていく動きとして期待を集めていると思います。昨年12月時点では、138自治体がホストタウンとして登録、63の相手国、地域との交流が決まっており、積極的に活動を開始した自治体がある一方で、動きが見えてこない自治体も多いと思います。

本市では、これまでスポーツ合宿によるまちづくりを進めてきたところであり、東京オリンピック・パラリンピック大会の開催が決定し、更にホストタウンとしての登録を得たことは、さまざまな面で期待も大きいと思うのであります。

ホストタウンの登録に当たっては、交流計画なるものを提出しているようだが、大会前、大会期間中、大会後、それぞれについて、その具体的な内容について何うとともに、国の財政支援措置についてお聞きしておきたいと思います。

ホストタウンの事業を展開するに当たって、施設のバリアフリー化など改修に要する経費、事前合宿の誘致や実施に関する経費、イベントや市民との交流に要する経費などに対する支援はどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

本市においては、スポーツ合宿の取り組みの中で、アスリートの交流を通じ、スポーツのすばらしさを伝えるなどの取り組みが進められておりますが、新たにホストタウンとして受け入れる台湾にちなんだ料理教室の開催や、学校給食での提供のほか、台湾の文化や生活を学ぶ講座の開催など、市民が相手国の台湾に親しみを持ってもらえるような取り組みを行う考えはないのでしょうか。

また、本年の土別東高校の修学旅行は行き先を台湾にすると報じられているが、現時点で決まっている具体的な内容についてお知らせをいただきたいと思います。特に、現地の高校生などの交流は予定しているのかについて伺いたい。

更に、ホストタウン事業として、市内の小・中学生の参加やかかわりはどのように考えているのでしょうか。地域の活性化や観光振興などに資する観点から、相手国の言語や文化の学習

を初め、士別の文化や魅力の発信はもとより、教育や文化などさまざまな分野での交流も期待できると思うが、このことについてもこの際、伺っておきたいと思います。

そして、最も重要なのが、オリンピック・パラリンピック終了後においても継続していく取り組みだと考えるものであります。地域活性化につながる活動を展開する中で、ホストタウンをきっかけに、2020年以降も人的交流や地域の文化発信などを続けるまちづくりが求められると思います。ホストタウンの取り組みを地域創造につなげるためには、自治体を初めとするさまざまな関係団体が、情報交換を初め事前合宿誘致、参加選手・関係者との交流、地方創生事業との連動など、地域の垣根を越えた横のつながりが大事だと思うのであります。

最後に、本市と同様に台湾を相手国とする名寄市との連携などについてどのようにお考えなのか、このことをお伺いして、この質問を終わりたいと思います。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） お答えいたします。

最初に、ホストタウンの交流計画や国からの財政支援についてです。

本市の交流計画では、大会前の台湾ウエイトリフティング代表の事前合宿や大会期間中の直前合宿、大会終了後の選手及び台湾応援団の体験ツアーなど、ウエイトリフティング競技を中心とした交流を初め、本市出身のオリンピックによる講演会など、各段階におけるさまざまな交流を盛り込んでおります。

これらに対しては、国から特別交付税などによる支援措置を受けることができ、その内容としては、大会への参加などのために来日する選手や大会参加国の関係者と市民などとの交流事業に対しては、対象経費の2分の1が特別交付税で措置されます。また、施設に関しては、事前合宿に活用する施設を国際競技連盟基準に適合させるために必要な改修工事が地域活性化事業債の対象となっております。

次に、教育や文化などの分野における交流に向けた取り組みについてです。

本市のホストタウン計画においては、さきにお話ししたスポーツ交流を中心に、教育、文化、経済を含めた4分野の交流事業を計画しているところです。

具体的に、文化交流については、今年3月にまちづくり講演会において、台湾の食や伝統芸能、基本的な挨拶の講習を実施したところであり、今後も台湾のウエイトリフティングチームの合宿に合わせた日本文化の体験プログラムを予定しているとともに、台湾の芸術文化講演や地域の音楽団体の台湾訪問による交流等についても検討を進める考えであります。

また、教育分野については、斉藤議員お話のとおり、士別東高校の教育旅行での台湾訪問が既に決定しており、国立故宮博物館や名所旧跡を訪ね、歴史を間近に見聞するほか、高雄市の高校において交流を深める計画となっております。先月の台湾訪問の際にも、高雄市政府関係者及び日本の高校に当たるウエイトリフティング強豪校でもあります鼓山高級中学校に交流受け入れの要請を行い、調整を進めているところであります。

更に、ウエイトリフティング強豪の台湾選手が本市を訪れることは、次の世代を担う市内の

子供たちにとってもスポーツへの興味、関心をより高める機会となるばかりでなく、グローバルな視点を養うきっかけとなるものであり、選手などとの交流機会の創出についても検討してまいります。

経済分野では、着地型観光などで連携する1市3町の観光パンフレット及びDVDを中国語で作成し、台湾の関係団体等に配布するなど、士別地域の魅力発信に取り組んでいるほか、SNS等を活用した情報発信、アニメーション作成や台湾で開催される国際旅行博への出展による観光客の誘致、農産物や加工品による経済交流を予定しております。

次に、名寄市などとの連携についてであります。

斉藤議員お話のとおり、ホストタウンは、2020年の東京大会を契機に、オリンピック・パラリンピックレガシー、すなわち有益な遺産を創出するとともに、その遺産を大会後も引き継いで地域の活性化につなげていく取り組みであるものと認識しております。あらゆる分野で、市民のみならず地域が一丸となった体制づくりが必要となります。

本市と同じくホストタウンに一次登録された名寄市とは、交流の相手がともに台湾であり、これまでもお互いの実績や経験を生かしながら情報を共有するとともに、今年の3月には、両市の職員が内閣官房の羽生参事官とともに台湾を訪問し、プロモーション活動を行うなど、連携を進めてきたところでもあります。

今後は、地域の活性化に向けて、名寄市や士別地域日台親善協会などとともに、更に効果的な取り組みが実現できるよう努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 斉藤議員。

○16番（斉藤 昇君） 以上で一般質問を終わります。

○議長（丹 正臣君） まだ一般質問が続いておりますけれども、午後2時35分まで休憩をいたします。

（午後 2時25分休憩）

（午後 2時35分再開）

○議長（丹 正臣君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。10番 山居忠彰議員。

○10番（山居忠彰君）（登壇） 平成29年士別市議会第2回定例会に当たり、通告に従い、一般質問を一問一答形式で行いたいと存じます。

まず、最初の質問は公契約条例についてであります。

既に、斉藤 昇議員や国忠崇史議員から幾度となく早期の制定を促す質問があり、その都度、牧野市長は適切に答弁なされてこられました。極めて重要なことと考えてございますので、幾らか重複する点は御容赦賜りたいと存じます。

さて、公契約条例は、明治の会計法や戦後のILO94号条約、そして公契約適正化運動の長

い歴史を持ち出すまでもなく、競争の激しい首都圏などとは異なり、北海道での制定は困難視されていました。本市でも公共調達の取り扱いに瑕疵はなく、現段階では全く必要がなく、慎重であるべきです。だからこそ、旭川市における公契約の基本を定める条例の成立及び旭川市の契約に関する方針の廃止には、実のところ驚かされました。

道内初となる動きに対する客観的評価と、本市にも通ずる今後の課題をどう捉えておられるのでしょうか。また、札幌市公契約条例案をめぐっては反論や問題点が続出し、結果として否決されましたが、この経験から私たちは何を学んだのでしょうか。

何といっても最大のネックは、近年の国からの公共サービスの産業化圧力の高まりと、地方交付税の削減であります。よって、どこの自治体も意図せぬ行財政改革を推進せざるを得ない状況に追い込まれているわけであります。今更ながらではありますが、このことをどう思っていますか。また、本市は、こういう時代だからこそ、どうやってバランスをとりながら公契約の適正化を通じたまちづくりを進めようとしておられるのでしょうか。

更に、平成27年4月施行の士別市公共調達基本指針は、他市の例と比較し、大変よくできていると思います。とても高く評価できるものです。明確にした基本理念と4つの基本目標は大きな前進となりましたが、その後2年2カ月を経過して、具体的な成果事例と課題や限界があったならばお示してください。

また、一般競争入札の導入拡大、指名競争入札の業者選定基準、随意契約の判断基準、入札結果等の公表、企業の社会的貢献度評価、長期継続契約の対象範囲拡大、経営価格競争の抑制と適正価格での発注、審査委員会、ガイドライン、談合情報などといった入札契約制度の見直しには不断の努力が必要であります。そのための肝心な各業界やそれに従事する労働者たちの実態把握をどのように進めておられるのでしょうか。

つまるところ、法律と条例と指針に大きな差異はありますが、公契約条例にせよ公共サービス基本法にせよ公共調達基本指針にせよ、究極の目的は、契約先における労働者の生活賃金や雇用安定、男女共同参画、障害者雇用及び環境、地域貢献など、社会的価値の評価を定めることにあることが望ましいのは言うまでもありません。市民の誰もが安心して暮らせる公正、公平な社会づくりの第一歩とするには、とりわけ何に注目し、どう運用すべきでありましょうか。

そして、本市も御多分に漏れず急速に過疎化が進んでございます。もちろん企業、人的誘致や交流人口の増大も重要であります。何より、今現在、市内で真面目に必死に働く人たちを流出させない努力が大切でございます。誰もが市内ですっと働き続けることができる環境整備のために、行政は何ができるか、改めて牧野市長の御見解と御決意をお伺い申し上げ、最初の質問といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 山居議員の御質問にお答えいたします。

まず、道内における条例制定の状況についてです。

お話のありました旭川市の公契約条例は、道内では初めての制定となりましたが、その内容

は理念型であり、具体的な方針や規定については今後の検討課題とされています。これまで首都圏を中心に先駆的に制定されてきた公契約条例の多くは、市外業者によるダンピング入札に対応し、地元企業を守る意味合いもある中で、具体的に労働者に支払うべき最低賃金を規定するなどの内容が盛り込まれています。こうした中で、条例制定に当たっては業界からの反発も予想されましたが、結果としてそのような反応は少なかったとのことでした。

一方、札幌市の場合は、対象企業のほとんどが市内業者であるという実情のもと、受注企業に一定水準以上の賃金支払いを義務づけることについて、厳しい経営環境の中で、業務の煩雑化や経費の増によって経営が圧迫されることに加え、民間発注と市発注との間で労働者の賃金に格差が生じ得ることなど、業界としての懸念を払拭できなかったことが条例制定に至らなかった要因と伺っています。

こうしたことから、公契約条例については、地域を取り巻く社会的環境や、受注先となる業者と労働者の処遇などさまざまな要因を考慮した上で、盛り込むべき内容も異なることが必要であるとともに、一概に条例化が全てとは言えないものと認識しているところです。

次に、行財政改革にかかわっての考え方についてです。

政府は経済再生と財政健全の両立に向け、公共サービスの産業化や技術革新を掲げており、地方自治体に対しても歳出の効率化に向けた改革を促進するため、地方交付税の算定にトップランナー方式を導入し、行政サービスの外部委託化の推進などを図っています。

トップランナー方式に掲げられた対象業務については、地方の小規模都市においても導入が必要と考えられるものもある一方で、受託可能な民間事業者が地域内に存在しないなど、地方の実情を全て把握した上で設定されているとは言いがたい面もあります。また、人口規模が小さい地域においては、必然的にコスト高とならざるを得ない中で、民間委託による雇用面での効果を過剰に期待することは、公契約が求める考え方に相反する部分もあり、行財政改革の推進に当たっても、本市の実情を十分踏まえることが肝要と考えます。

次に、公共調達基本指針導入による成果と今後の課題についてです。

本指針導入後の主な取り組みとしては、従前の入札結果の公表に加え、入札に付した建設工事等の積算内訳書を事後公表するとともに、入札執行記録や予定価格を公表しているところであり、情報の公開を更に拡大することで、入札や契約制度にかかわる透明性や客観性の向上が図られているものと考えています。

また、従前の前金払い制度に加え、28年度からは、必要に応じて契約金額の2割を前金払いに追加して受け取ることができる中間前金払い制度を導入し、建設業者への資金調達の円滑化を図りました。更に、最低賃金や労働関係法令の順守を促し、働きやすい労働環境の確保に努めることはもとより、29年度以降の競争入札参加資格審査からは、社会保険等の加入を要件としたところであり、適正な労働環境の確立と労働者の福祉向上を図っているところです。

このほか、基準を下回る入札価格の調査制度を拡充し、ダンピング防止に努める一方、賃金にしわ寄せすることなく、経営努力によって価格を下げる応札を評価する仕組みづくりが求め

られている中で、国などの動向も把握しながら、低入札価格調査制度の調査基準を適宜見直すなど、適切な施行体制の確保はもとより、労働者への賃金支払いの適正化にも努めています。

このような取り組みによって、指針の基本目標達成に着実に近づいているものと確信していますが、よりよい労働環境の確立には、休暇などを含めた労働条件や関係法令の適切な運用など総合的な対策が必要です。今後においても、社会情勢の変化や関係法令等の改正に応じて、適宜見直しを図りながら、基本理念及び基本目標に沿った取り組みを進めてまいります。

次に、業界と労働者の実態把握についてです。

現在、本市では、公共調達基本指針に基づき、入札参加申請をしている市内建設業者を初め、公共施設の管理など委託業務を受注する各業者や指定管理者に対して賃金実態調査を実施しています。この調査では、適正な賃金の支払いや雇用環境の整備、社会保険の加入状況などの実態を調査項目としており、働きやすい労働環境の維持、確保に努めることを目的としています。

次に、働き続けることのできる環境整備についてです。

本市の指針では、市が発注する建設工事等の入札契約が適正に運用され、市民が安全・安心に働くことのできる労働環境が確立されていることを目的に、公共調達にかかわる基本的な考え方を明確にし、施策の柱となる基本目標のもとに、市が担うべき取り組みを着実に進めてきました。山居議員からお話のありました、誰もが安心して暮らせる社会づくりや市内で働き続けることができる環境整備については、まさに本指針の目指す基本理念であります。

市が発注する建設工事等の公平、公正な契約とその履行のもとに、市民が安心して働き続けられる雇用環境づくりを進めるとともに、地域社会や地域経済の向上に寄与する機能と役割が発揮されるよう、指針の的確な運用と、社会情勢の変化や労働法制の動きなども踏まえた見直しなど、基本理念の実現に向けて今後も適切に対応してまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 山居議員。

○10番（山居忠彰君）（登壇） 次に、2番目の質問は、働き方改革についてであります。

働き方改革は、誰もが活躍できる1億総活躍社会の実現を目指す現政権の最大のチャレンジと位置づけられてございます。昨年8月の内閣改造で担当大臣が新設され、今年3月には実行計画も作成されました。北海道も4月から働き方改革推進室を設置し、道内企業の労働環境改善に乗り出したところでございます。

さて、政府が働き方改革を進める主な理由は、日本の人口及び労働力人口の減少、長時間労働の慣習を改善する必要性、ダイバーシティ、多様性マネジメントの推進と生産性向上に対応するためであります。とはいえ、大企業が空前の利益と内部留保を抱え、中小零細企業との格差拡大や中央と地方の格差、世代格差なども著しく広がる中、これら国の動きをどう評価し、道など地方自治体における取り組みをどのように捉えておられるのでしょうか。

政府は今年9日、臨時閣議を開いて、経済財政運営と改革の基本方針、骨太の方針など、今後の政策展開の方向性を示した政府4計画を決定いたしました。新たな成長戦略である未来投

資戦略と規制改革実施計画、地方の活性化策に重点を置いたまち・ひと・しごと創生基本方針とあわせて、現政権の看板政策である働き方改革を着実に進めるとしています。

働き方改革は、非正規やパート労働者の処遇改善、長時間労働の是正、ワーク・ライフ・バランスの実現、多様な人材の労働市場での活躍など、期待は非常に大きいものがあります。しかし、働き方改革は、生産性向上や経済成長だけを優先するとすると、労働者のディーセント・ワーク、働きがいのある仕事とはならず、生活の質、クオリティ・オブ・ライフもより悪化するおそれが高くなります。考えられる範囲で結構ですので、本来真の働き方改革はどうあるべきだと思われませんか。

また、働き方改革実行計画や日本1億総活躍プランのフォローアップで、同一労働同一賃金や残業時間の上限設定、36協定の見直し、柔軟な働き方、フレックスタイム、テレワーク、最低賃金の引き上げ、高齢者の就労促進、子育ての環境整備、女性や若者、障害者、外国人登録活躍支援、健康寿命の延伸、地域共生社会の実現などが高らかにうたわれてございます。

法制化後の歴史的革命、年功序列や終身雇用からの脱却の実現は、東京オリンピック・パラリンピック前年となる2年後の見込みであります。市としては、市内企業や事業所に対して、あくまで過剰な負担を避けつつも、どんな取り組みをしなければならないと考えておられるのでしょうか。

次に、今月2日の北海道新聞の報道記事によれば、道内自治体、道や市町村で臨時職員や非常勤職員として働く非正規の地方公務員が、平成28年4月現在、計2万9,000人もいるとのことであり。正職員と合わせた道内地方公務員全体の17%を占め、30%超の自治体もあるそうです。低賃金で働く、いわゆる官製ワーキングプア像の実態が明らかになりました。北海学園大学の川村教授は公正な処遇改善を強く指摘いたしました。

そこで、士別市役所の職員における非正規比率や職種、女性の割合はどの程度なのでしょうか。また、常勤雇用者との勤務時間の差や報酬の時給換算はどうなっているのでしょうか。そして、採用基準や雇用任期、仕事の内容などについてもこの際、お知らせください。

ただ、働き方改革は手段であって、それ自体が目的ではございません。市民のために質の高い行政サービスのできる公務員が、それぞれの能力を十分に発揮できる環境づくりこそが何よりも大事なのであります。

そこで、士別市役所では、職員の一人一人がより勤勉に、より快適に働くことができるようにするため、職場間の業務量格差の解消や育児、介護を抱える人材の活用法、ストレス、疲労による生産性低下、メンタル不調による休業、離職、転職などの難しい課題にどのような解決策で対応なされておられるのでしょうか。

また、士別市役所職員の残業事情はどのようなものでありましょうか。過労死ラインと呼ばれる80時間を超える職員はいるのですか。更に、旧態依然の勤怠管理を見直して、どれほど近代化しているのでしょうか。労働時間とコスト意識、業務のプライオリティーづけ、硬直的かつ画一的な働き方の解消はどう進めているのでしょうか。時間外手当の支給実態は、そして超勤縮減

方策はどのように考えておられるのでしょうか。お知らせください。

次に、国は、本格的な少子高齢化社会の時代を迎え、社会保障制度や膨大な財政赤字の累積による厳しい財政状況の中、行財政改革を最重要課題の一つとしてご置きます。地方もまた、地方分権や市町村合併により、依存型の財政構造からの転換を図り、将来を見据えた財政の健全性確保に向け、努力をしているところであります。

そんな中で、ざっくりと簡単で結構ですので、最終年となる本市の行財政改革大綱改訂版や中期財政フレームに基づく財政運営の成果及び次期対策の大枠についてお示しください。

また、士別市は、将来の組織体制のあり方を検討して、財政の健全性と公共サービス向上の均衡を保ちつつ、業務の効率化や民間活力の活用などを踏まえ、適正な定員を設定するとしてきた定員適正化計画をもって対応してまいりました。しかし、これも最終年を迎えましたので、簡潔にこれまでの推移や実績と次期計画についてお教えください。

加えて、市職員の資質向上や意識改革については、職員人材育成基本方針に沿って、充実した市職員研修が実施されているものと理解してご置きます。だが、その波及効果と言うべき職員一人一人の能力や相違を發揮した政策提案やプロジェクトチームへの発展、企画立案機会の拡大など、情報伝達、意思疎通の改善とともに、職場活性化が十分に進んでいるのでありましようか。明らかな改善や顕著な進展があれば、適切な評価も大事になります。できれば具体例をお聞かせいただきたいことを申し上げ、2番目の質問といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） お答えいたします。

初めに、働き方改革に係る国や道などの動きをどのように捉えるかについてであります。

本市の雇用情勢は、人口減少や少子高齢化による求職者数の減少と求人の増加によって有効求人倍率が上昇傾向にあり、本年4月では1.11倍と、16カ月連続で前年同月を上回っております。また、12カ月連続で1倍を上回る高い水準で推移しており、このことから、今日の労働力人口の減少が見てとれるわけであります。

こうした中で、国や道などの取り組みが行われているものでありますが、市内の事業所が持続的な成長を実現していくためには、人材の確保や職場への定着が不可欠であり、特に、少子高齢化が進み、労働人口が減少する中では、若者や女性の活躍が一層求められております。このため、こうした方々の積極的な社会参加を促して、就業率を高めるとともに、長時間労働の抑制や臨時有給休暇の取得促進、多様で柔軟な働き方の導入など、ワーク・ライフ・バランスを実践することが重要であり、このことが、ひいては地域経済の発展につながるものと期待をしているところでもあります。

北海道では、企業の就業環境の改善など、包括的な支援をワンストップで行う拠点として、北海道働き方改革支援センターを設置し、働き方に関するアドバイスを無料で行っております。また、北海道労働局では、キャリアアップ助成金として、非正規雇用労働者の人材育成を実施した事業主に助成をしているほか、非正規雇用労働者待遇改善支援センターの設置のもとに労

務管理の専門家を常駐させ、待遇改善に向けたアドバイスを実施するなど、さまざまな取り組みを進めております。

本市においては、中小企業振興条例に基づく人材確保促進事業や雇用奨励促進事業などにより、雇用人数の拡大やUターン等就業者の雇用にかかわる支援を講ずることで、一人でも多くの雇用を確保、拡大し、生活の安定が図られるよう努めております。また、早期離職防止の研修会を開催するなど、職場定着に向けた対策も実施しているところです。

このように、働き方改革にかかわってはさまざまに取り組みがされておりますが、この改革を本格的に進めていく上では、お話のとおり、生産性の向上や経済成長だけを優先すると、労働者の生活の質はより悪化する可能性も危惧される場所であり、まずは、働く人々が安心して働くことのできる職場環境づくりを優先することが、真の働き方改革のあるべき姿と考えております。働き方改革に関しては、今後も国などの動向を注視しながら、その中身を精査し、本質を見きわめてまいりたいと思います。

なお、北海道では、雇用環境改善に対する取り組みの機運醸成を図る北海道における働き方改革雇用環境改善に向けた共同宣言を平成27年12月に採択したところであり、本市も昨年この共同宣言への賛同を表明いたしました。市内事業所に対しては、ホームページなどで趣旨の理解と協力をお願いしているところではありますが、職場環境の改善を実施するには、厳しい経済環境にある中で、一部業種によっては取り組みが進んでいない場合も見受けられます。

こうしたことを踏まえ、市広報紙やホームページでの周知のほか、労働状況実態調査の依頼時にパンフレットを同封するなど、市内事業所に積極的な対応を呼びかけていくことが必要であり、商工会議所やハローワークなどの関係機関と連携のもと、働く方々の生活の安定が図られるよう努めてまいります。

次に、市職員における非正規比率と職種、女性職員の割合についてです。

本年4月現在、市立病院を含む職員総数882名のうち、臨時・非常勤職員数は386名となっており、非正規職員の比率は約44%となっております。その職種は、事務補助職を初め、保育士、じんかい作業員、児童厚生員、給食センター調理員、看護師、看護助手などさまざまであり、そのうち女性職員は328名で、全体の約85%を占めております。

次に、常勤雇用者との勤務時間の差や賃金の時給換算についてです。

本市の常勤職員の勤務時間は1週38時間45分となっており、正職員以外では、臨時職員と嘱託職員が同じ勤務時間となっております。一方、常勤職員以外の勤務時間については、常勤職員の4分の3に該当する30時間以内の範囲で、各職場の必要に応じて時間設定をしており、時給単価については、常勤職員の日額単価を時給換算した額とほぼ同額となるように設定しております。

次に、採用基準や雇用任期、仕事の内容についてです。

まず、臨時・非常勤職員の採用基準については、原則として、任用する職種や業務に必要な資格、勤務時間などを明示した上で、公募を行い、面接試験の結果に基づき採用をしております。

す。

雇用任期は年度内を基本としておりますが、最長65歳の年度末まで任用可能としており、職場長が事業の進捗状況や人員状況、非常勤職員の勤務状況を総合的に判定し、当該年度終了前に面談を行った上で、次年度への任用更新を決定しております。これに伴い、経験年数を考慮した賃金を支給することができるよう、それぞれ職種において、日額で5段階、時給で10段階の昇給幅を設定しております。

仕事の内容については、正職員の補助的な業務としての事務補助のほか、資格が必要な専門職など多岐にわたっており、その知識や経験は、現在の行政運営において欠かすことのできない存在ともなっております。

次に、職員の能力を十分に発揮できる環境づくりや、残業事情とその縮減策などについてです。

まず、職場による業務量の格差については、職員1人当たりに対する業務量に大きな差が生じることのないよう、各職場の事務事業の進捗状況や職場実態の聞き取りなどを行い、各職場の業務量に見合った適正な人員配置となるよう努めております。しかし、地方分権改革に伴う事務の権限移譲を初め、その時々での国の制度改革に伴う法令改正事務や各種計画の策定など、かつてに比べると頻繁に対応を求められる場合が増えており、絶対的な業務量が年々増加している中で、時間外勤務も増加傾向にあります。

28年度の時間外勤務の実態としては、市立病院を除いた年間の合計時間数が3万9,255時間となり、この時間を支給対象者1人当たりで換算すると、月平均の時間外勤務は14.5時間となります。なお、昨年の第4回定例会で斉藤議員の一般質問にお答えしたとおり、27年度における年間の時間外勤務の合計時間数は4万3,724時間で、1人当たりの月平均時間が15.7時間であったことから、昨年度は一昨年と比べると若干減少をしております。

こうした中で、過労死ラインと言われる月80時間を超えて時間外に勤務した職員は、28年度で20名となっており、その業務内容は、各種交付金や給付金への対応、予算編成や年末調整業務、会計検査の対応などとなっております。これらの業務は、ある時期に集中的かつ長時間となる場合のほか、夏季を中心に集中する各種イベントや市民団体の主催を含む行事等に伴う施設管理など、休日勤務も相まって、特定の月に集中して時間外勤務が発生したことによるものであります。また、時間外勤務手当の支給実態としては、27年度における1人当たり平均年額は約40万8,000円であったのに対し、28年度は約36万6,000円となりました。

次に、勤怠管理の方法については、従来から職員個々に配布している出勤簿と休暇処理簿を用いており、時間外勤務を命令する場合は、職場長が超過勤務命令簿を用いて処理をしております。なお、新庁舎の建設の際には、電子化を含め、より正確な勤怠管理ができる環境の整備を進めていく考えであります。

昨今、社会的問題にもなっている長時間労働やストレスとメンタルヘルスにかかわっては、地方自治体の職場においても、業務量の増加に伴って疲労やストレスが蓄積し、モチベーショ

ンや生産性の低下はもとより、メンタルヘルスの不調に陥る事案も大きな問題となっております。また、育児や介護にかかわる支援のほか、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けても、時間外労働の縮減が重要かつ喫緊の課題と認識をしております。

こうしたことから、庁議や課長会議などを通じて、事務事業の見直しや業務の優先順位づけを初め、業務の効率化の推進や時間外勤務の縮減の指示と意思統一を図っているほか、昨年度からは、毎週水曜日と給料支給日をノー残業デーとして再定着させ、定時退庁を促す取り組みも進めているところであります。

また、メンタルヘルスの不調を未然に防ぐ方策として、昨年度導入したストレスチェックの分析結果を踏まえた対応についても検討を進めているところであります。

次に、行財政改革大綱や中期財政フレームに基づく財政運営の成果と次期対策についてです。

行財政改革大綱については、実施計画に掲げた事業ごとに進捗、達成状況を管理しているところであります。この実施計画においては、事業経費についての管理は行っておりませんことから、財政的な面での評価は行っていません。中期財政フレームについては、公債依存度と財政調整基金の充足率を数値目標として設定し、27年度からの3カ年の予算編成の指針としてきたことにより、地方債の発行額を抑制するとともに、必要な基金残高の確保を図ってきたところであります。

これらの次期対策については、現在策定を進めている次期総合計画などとの整合を図る中で、その内容や期間を検討してまいります。

次に、定員適正化計画の実績と次期計画についてです。

まず、5年計画の4年目となる本年4月時点での職員数は、計画数の329人と同数となっており、派遣職員の動向などによって差異が生じた時期もありましたが、現在は計画どおりとなっております。この計画については、来年4月時点をもって計画期間の満了を迎えることから、本年度中に次期計画の策定を進める考えであります。

次期計画においても、今後の人口減少や職員の年齢構成などを踏まえるとともに、専門職の配置に伴う一般職の減少や時間外勤務の増加、臨時・非常勤職員の配置状況に加え、今後増加が見込まれる再任用職員の任用のほか、行政ニーズの高度化に伴って必要とされる有資格職の配置なども考慮した上で、中長期的な展開とよりよい行政サービスの提供を主眼に、適正な職員数の設定に努めてまいります。

次に、職員研修とその波及効果についてです。

職員研修については、本市の人材育成基本方針の中で、人事管理、職場の環境づくりとともに、総合的、計画的な人材育成の柱として位置づけをしているところであり、この考えを基本に計画的な実施に努めております。

このうち、政策や企画の立案にかかわる研修としては、定住自立圏合同による政策形成中級研修や政策法務基礎研修を実施し、圏域の市町村職員とともに政策形成能力の向上に努めているところです。

職場の活性化に向けては、それぞれ共通認識が必要となる事案などに関する職場研修を実施しているほか、リーダーシップやコーチング、コミュニケーション能力、マネジメント能力などの向上を目的とした管理職研修、階層別研修を実施しているところであり、おのおの立場に応じた職責や役割についての認識を踏まえることで、職員の相互理解を深め、活気ある職場づくりに努めているところであります。

こうした取り組みの波及効果としては、例えば、プレゼンテーション研修で学んだわかりやすい話し方を市民など来客への説明に活用していることや、トヨタ自動車の整理、整頓、清掃、清潔、いわゆる4Sから学んだことの実践によって、事務効率の向上と意識の改革につながっているものと捉えているところであり、研修で得た知識や情報が実際の業務の中で生かされることにとどまらず、物の考え方や取り組みの姿勢にも反映されていると考えるところであります。

以上申し上げ、答弁といたします。 （降壇）

○議長（丹 正臣君） 山居議員。

○10番（山居忠彰君）（登壇） 最後の質問は、北海道命名150年記念の年についてであります。

昨年暮れの4定で、谷口隆徳議員が、周遊観光や広域連携の視点から提言なされておられますが、私からは郷土史教育やまちおこしの視点でお尋ねいたしたいと存じます。

今年、平成29年は、武家政権が終わりを告げ、新しい国づくりの転換期となった慶応3年の大政奉還から150年の節目を迎えました。そこで、大政奉還150周年記念プロジェクトが、「歴史に学び、地域でつながり、未来に活かす」をテーマに、京都市のほか、幕末維新にゆかりのある国内全21都市が連携して展開されています。都市間連携は、地方創生モデルを構築する取り組みの一環でもあります。

そして、来年、スポットライトは北の大地へ、平成30年の北海道命名150年へとつながってまいります。来年は松浦武四郎生誕200年と、蝦夷地を実測した伊能忠敬没後200年も重なり、意義深い年となるでしょう。

さて、北海道は昨年6月に、北海道150年道民検討会議と北海道みらいワーキングを設置し、10月には北海道150年事業基本方針を策定いたしました。若い世代から未来についての作文、北海道未来日誌を募集するとともに、道民の各界、各層からの意見や事業アイデアを集めてきたのです。今どれほどのものが具体化して、実際に動き出しているのでしょうか。士別からも何か提案しているのでしょうか。わかるものがあればお教えてください。

また、本市においても、これらに積極的にかかわるという意味で、道や天塩川流域13市町村で構成するテッシ・オ・ペツ賑わい創出協議会が中心となって企画している事業やイベントを力強くサポートするとともに、本市独自の企画も検討する記念イベント市民検討会議やみらいワーキングのような夢を語り合えることができる協議会の設置を検討してみてもどうか。

また、道は今年3月、毎年7月17日を北海道みんなの日と決めました。北海道のこれまでの

歴史、文化や風土について理解と関心を深め、北海道の価値を改めて認識し、道民であることを誇りに思う心を育むことにより、道民が一体となってより豊かな北海道を築いていくことを期すとともに、道外において北海道の価値が広く認識される契機とするために設けたものであります。

この日は、松浦武四郎が蝦夷地にかわる名称の提案を明治政府に行った日でございます。そして、道は博物館や美術館など道立施設の無料開放を行うとともに、道内の市町村などに記念事業を行うよう協力を求めています。士別市としても何か特別に計画していることがあるのでしょうか。

次は、松阪市の記念館見学や海外の先住民との交流の私自身の経験から、アイヌの人々と寝食をともにし、合計6回にわたって蝦夷地を探索した松浦武四郎と、彼を支えたアイヌ民族についてお尋ねいたします。

彼が40歳のとき、念願だった内陸部の天塩川流域を下流から水源に向かって調査をいたしました。当時は想像を絶する未踏の密林の上、蚊やアブの大群に襲われ、行く手をたびたび阻まれたそうであります。その折、天塩川上流に位置する士別にも足を踏み入れ、アイヌの酋長ニシパコロの家に宿泊したとの記述がございます。士別の地名もアイヌ語「シペツ」、大いなる川に由来しております。更に北町、中士別、上士別には武四郎の足跡をしのばせる説明板もあるのでございます。

長いときを経ても全く色あせない武四郎の好奇心、冒険心、寛容精神に感銘し、アイヌ民族の独創性、多様性、国際性に感慨を深くしているのは私一人ではないと思います。特に、北海道を開拓とか回帰の言葉を使わず命名150年とするのは、先住民族への配慮からであります。加えて、今月10日のアイヌ文化フェスティバル in 名寄では、北海道大学アイヌ先住民研究センターの加藤教授の講演を拝聴し、一層の理解を深めることができました。伝統芸能の披露もすばらしいものでした。

翻って、士別市内の博物館や郷土資料館、あるいは小・中・高校の学校教育現場では、松浦武四郎の思想と功績やアイヌ民族の歴史と伝統文化について、いかなる教材を使い、どんな教育がどれだけなされているのでしょうか。また、これを機にこれからなされようとしているのでしょうか。

終わりになりますが、士別市の現総合計画で、目指す都市像である天塩の流れとともに人と大地が躍動するすこやかなまちづくりにコミットし、次期計画にも反映させていくための提案でございます。

命名150年記念の北海道みらい事業を大いに参考にしながら、本市においても、市内の民間企業、団体、組織や一般市民がみずから企画、実施する事業やイベントをパートナーとして登録してもらい、来年度からスタートする次期総合計画の事業実施に効果が期待できるものについて積極的に支援するという、士別市みらい事業メンバーシップ（仮称）の設置を検討してみてもどうでしょうか。

幕末維新と明治の北海道開拓を改めて考える機会を最大限活用すべきということを申し上げ、最後の質問といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

私から、北海道の記念事業と次期総合計画にかかわる御質問にお答えし、学校教育などにかかわっては教育委員会から答弁申し上げます。

初めに、北海道150年事業基本方針に基づく事業アイデアなどの提案状況についてです。

北海道は、平成30年の命名150年の節目を迎えるに当たり、昨年10月、記念事業の検討実施についての考え方や枠組みをまとめた基本方針を策定しました。この方針の中では、記念事業を実施主体によって大きく3つに区分しており、実行委員会プロジェクトが主体となる記念セレモニー、道民や民間企業、市町村など多様な主体が実施する北海道みらい事業、主に北海道が主体となる関連推進施策の3本柱で構成されています。

このうち北海道みらい事業については、広く道民や企業、団体、市町村などから道内外で実施する事業を募集しており、この事業と同様に、記念事業のPRを目的とする北海道150年事業応援企画も募集しています。その応募状況についてはホームページで公開されているところであり、本日現在、みらい事業が18件、応援企画が21件登録されています。ただ、一部重複しているものもあるため、合計31件が登録の扱いになっている中で、残念ながら現在のところ本市からの登録はない状況です。

次に、記念イベント市民検討会議のような協議会の設置について御提言がありました。

本市は松浦武四郎が踏査した天塩川の最上流部にあつて、史実にも踏査した記録が残されているほか、市内3カ所に案内板などが設置されており、武四郎とはゆかりの深い地域です。

記念事業などの実施に当たっては、天塩川流域の11市町村で構成するテッシ・オ・ペツ賑わい創出協議会が来年に向けてワーキングチームを設置して検討を進めており、更に北海道みらい事業への登録も予定しています。

このような中で、本市としては、一自治体で取り組むよりも、スケールメリットを発揮できる体制で臨むべきと考えており、引き続き賑わい創出協議会を中心とした取り組みを進めていきたいと存じます。

次に、北海道みんなの日についてです。

本年2月、北海道みんなの日の制定に伴う記念事業の実施について、北海道から協力依頼があったところであり、本市としては、みんなの日当日、市立博物館とつくも水郷公園の遊具を無料開放することとし、その旨を回答しました。また、市立図書館においては、7月16日から21日までの間、北海道に関する書籍をロビーに展示する予定であり、北海道の歴史や文化などについて関心と理解を深めるとともに、道民が一体となってより豊かな北海道を築いていくという条例の趣旨を踏まえて事業に協力してまいります。

次に、次期総合計画の事業実施に当たっての支援についてです。

北海道は、命名150年の記念事業を実施するに当たり、広く道民の意見を聞くために、北海道150年道民検討会議を設置して検討を進め、事業の基本方針を策定しました。北海道みらい事業などの手法は、命名150年の節目を行政だけでなく多様な実施主体で盛り上げ、多くの方に関心を持ってもらうための取り組みであり、参考になる事例と考えます。

現在、本市では、平成16年に制度化した士別市協働のまちづくり推進事業によって、市内の団体、グループなどの自主的な地域活動や協働によるまちづくり活動を支援しています。また、青年会議所やNPO団体を初めとする地域活動団体がさまざまなまちづくり活動を進めているほか、行政においても振興審議会を初め各層、各界の市民が意見交換を行う組織も存在しています。

こうした中で、次期総合計画においては、地域が主体となって取り組む地区別計画の策定も進めているところであり、自治会など市民、地域団体が計画の達成を目指す活動に対する支援も必要であると考えています。

今回の山居議員の御提案も意義のあるものと考えますが、まずは既存団体の活動を尊重し、相互連携を図るとともに、地区別計画の達成に向けた取り組みも含め、協働のまちづくり推進事業の見直しなど、その支援のあり方について検討を進めてまいりたいと存じます。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君）（登壇） 私から、松浦武四郎の功績やアイヌ民族の歴史と学校教育についてお答えいたします。

学校教育において、歴史的背景から、アイヌの歴史は学校教科書の中でコラムなどの簡単な記述による紹介にとどまり、松浦武四郎については全く記述がないのが現状であります。

その一方で、小学校社会科では、各市町村で副読本が作成され、それぞれの地域の身近な歴史についても学校教育で副次的に取り扱われているところであり、本市においては、副読本「士別」の中に、アイヌの人々の暮らしや士別の開拓、天塩川流域の探検という項目があり、小学4年時に、北海道の先住民族としてのアイヌ民族の暮らしと文化、松浦武四郎が160年前の1857年に天塩川河口から上士別までを調査し、「天塩日誌」に流域の自然とアイヌ民族の暮らしを詳しく書き残したことを児童が学んでおります。また、糸魚小学校などでは、講師の派遣を受け、ワークショップなどの形でアイヌ芸能について何年かにわたって学んでおります。

更に、副読本を活用した学習に加え、地域の歴史について詳しく学ぶことができるのが地域の博物館であり、本市博物館では、平成6年に発行した郷土学習シリーズ第5集「士別の歴史 開拓前史」や、23年度に実施した常設展示コーナーのリニューアルによって、松浦武四郎の功績とアイヌ文化について、特に力を入れて紹介しております。

今後においては、博物館主催事業として、アイヌ文化伝承者によるアイヌ文様ワークショップを前年度に引き続いて計画しておりますが、特別企画展である松浦武四郎天塩川踏査160年記念展を活用して、小・中学生にも学習の機会を提供してまいります。

以上、答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 以上で本日の日程は終了いたしました。
なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。
本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。
（午後 3時37分散会）